

# 電気通信市場の環境変化に対応した 接続ルールについて

平成21年3月16日

西日本電信電話株式会社

# 当社意見の概要

## 固定ブロードバンド 市場の公正競争 環境の確保

- ・我が国では、多様なブロードバンドサービスが提供され、健全な競争が展開されている。FTTHサービスは、世界に先駆けて普及が進み、世界で最も高速／低廉なサービスを実現。
- ・当社の線路敷設基盤、アクセス回線、ネットワークは十分にオープン化されている。他事業者は当社が提供する素材を組み合わせ、自前のIPネットワークを構築可能。
- ・その結果、西日本の全域で、電力系事業者やCATV事業者との健全な競争が繰り広げられている。
- ・当社は、都市部では事業者間競争を通じ、地方の低需要エリアでは自治体等との協力を通じて、FTTHサービスを含むブロードバンドサービスの普及促進に努めている。
- ・今後は、世界で最も整備が進んだブロードバンドインフラを利活用した情報通信技術による社会課題の解決に重点を置いた取り組みが重要になっている。

## NGNのオープン性 とプラットフォーム

- ・当社のNGNは、オープン＆コラボレーションを基本思想に、UNI、NNI、SNIのインタフェースを開示し、他事業者が利用可能な機能を既にアンバンドル済。
- ・当社のNGNの認証機能、セッション制御機能、品質制御機能は、通信機能と一体的な機能として具備されており、通信機能から独立した機能としては具備されていない。
- ・「プラットフォーム」については、将来現れるサービスの芽を摘むことがないよう、あらかじめ規制するのではなく、事業者の創意工夫に委ねることが重要。

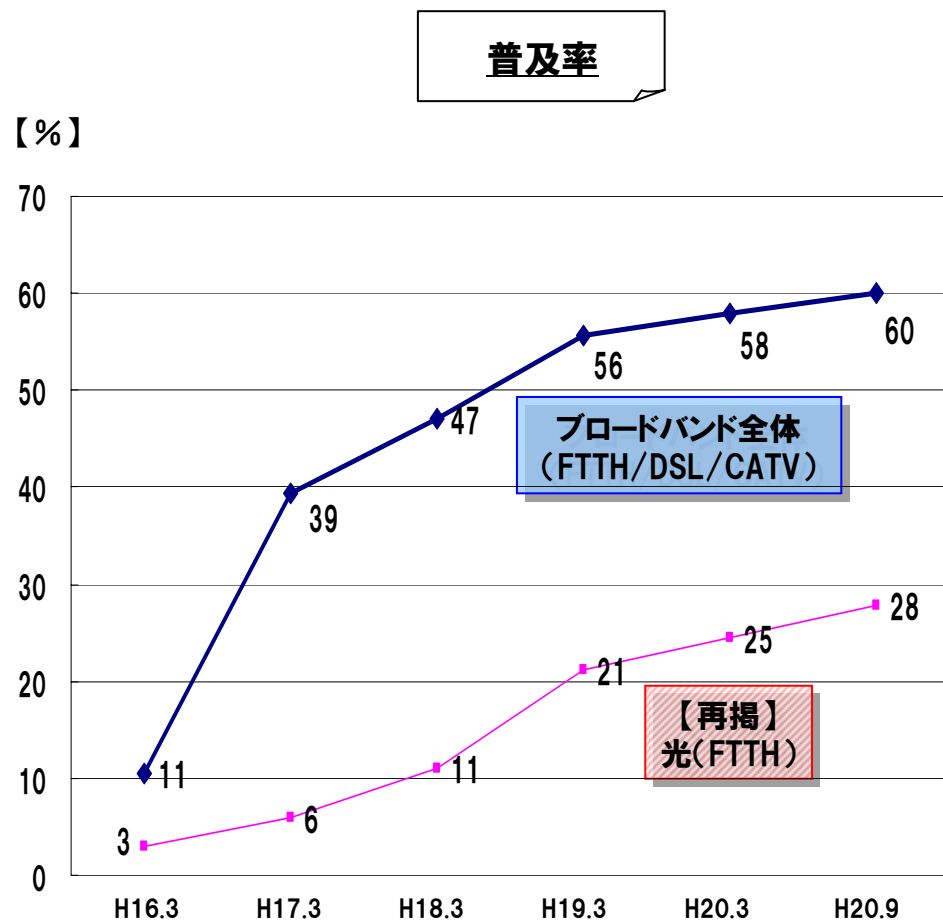
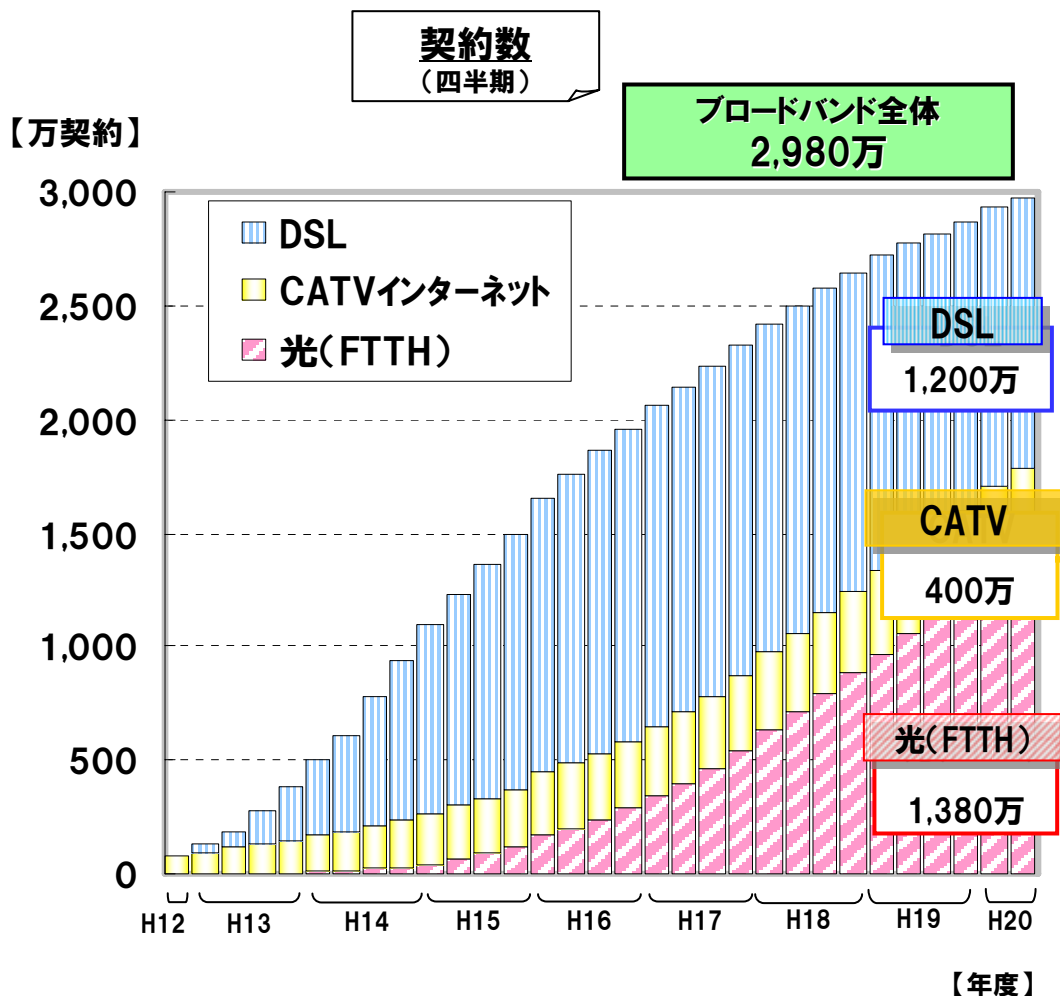
## 逆ザヤ問題と 携帯電話接続料 問題

- ・着信市場の接続料は、お客様が事業者を選択できないため競争原理が働かず、低廉化は進みにくい。
- ・その結果、ひかり電話の指定化以降、固定接続料について、いわゆる「逆ザヤ問題」が発生する懸念があるほか、携帯接続料の高止まり・事業者間格差の拡大が生じている。にもかかわらず、他社接続料の適正性を検証する仕組みは存在しない。
- ・こうした問題を解決するため、他社接続料について、全事業者を対象にその適正性を検証する仕組みを設け、不当に高額である場合は、それを是正する措置が必要。
- ・NTTグループ以外の他社は、同一会社(グループ)内の「固定－携帯」間無料通話を提供しているが、当該会社(グループ)内取引が他事業者との間の取引と公平な取り扱いになっているか検証が必要。

我が国では、世界で最も高速／低廉なブロードバンドサービスが健全な競争市場の中で提供されている

# 1-1 我が国におけるブロードバンド契約回線数の推移

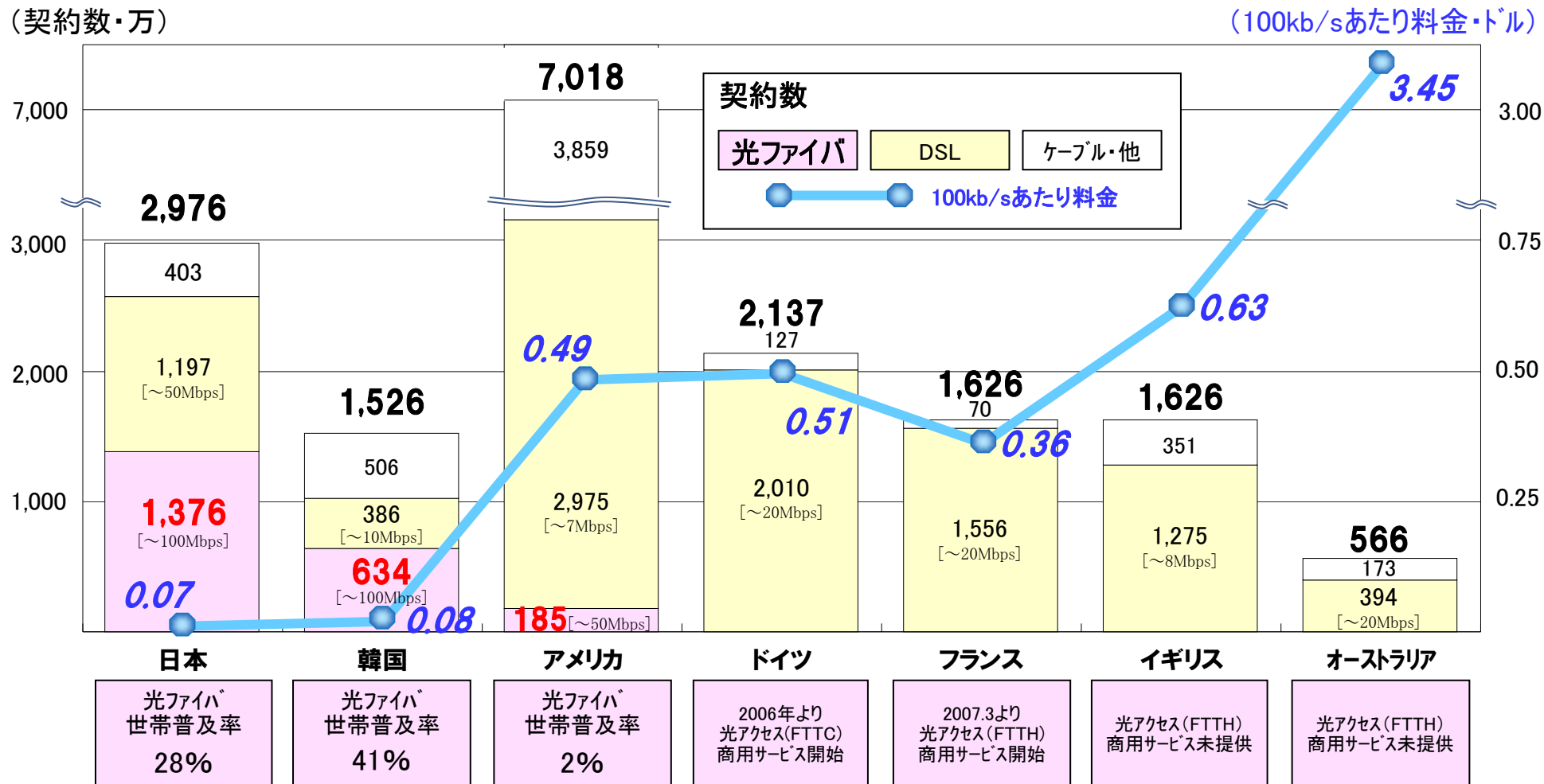
■ 光 (FTTH)、CATVインターネット、DSLなど多様なブロードバンドサービスが展開  
平成20年9月末現在、ブロードバンド契約数は2,980万



# 1-2 世界で最も高速で低廉なブロードバンドサービス

■ FTTHサービスは、我が国で世界に先駆けて普及。世界で最も低廉な料金水準でサービスを提供

【諸外国のブロードバンドサービスの契約数と料金】







(出典) ITU Internet Report 2006 契約数: 日本・韓国は08.9月末、アメリカは07.12月末、ドイツ・フランス・イギリスは08.3月末、オーストラリアは08.6月末時点。100kb/sあたり料金

## ブロードバンド市場の競争状況

線路敷設基盤、アクセス回線、ネットワークのオープン化／アンバンドルが進展し、  
様々な事業者間で健全な設備競争が展開されている

## 2-1 当社の線路敷設基盤、アクセス回線、ネットワークは十分にオープン化

- 電柱・管路等の線路敷設基盤、アクセス回線、NGN等のネットワークは十分にオープン化されており、他事業者は当社が提供する素材を自由に組み合わせて、自前IPネットワークを構築可能

		NTT西/東	電力系・CATV事業者 KDDI(東電エリア・CTC)	KDDI(札幌エリア) SBB等DSL事業者	【想定】 CATV事業者等
接続形態	ネットワーク	NTT西/東 NGN等	自前 IPネットワーク	自前 IPネットワーク NTT西/東ビルに コロケーション	NTT西/東 NGN等
	アクセス	光ファイバ (ダーク・シェア) メタル回線 (ドライカッパ等) 	自前光ファイバ 自前同軸 	光ファイバ (ダーク・シェア) メタル回線 (ドライカッパ等) 	自前光ファイバ 自前同軸 
契約数 (NTT西/東計)		FTTH: 1,009万契約 ADSL: 433万契約	FTTH: 366万契約 CATV: 402万契約		0契約
ADSL: 763万契約					
NTT西/東が 提供する素材		-	線路敷設基盤 (電柱・管路等)	光ファイバ(加入ダークファイバ) メタル回線(ドライカッパ等) 局舎コロケーション	NGN等の 收容局接続機能
貸出実績 (NTT西/東計)		-	電柱 : 365万本 管路等 : 4,165km	加入ダークファイバ: 42万芯 ドライカッパ等: 1,125万契約 局舎コロケーション: 8.1万架	平成13年からアンバンドル しているが、利用実績は皆無

契約数 : 総務省公表値及び当社調べ H20.9月末時点

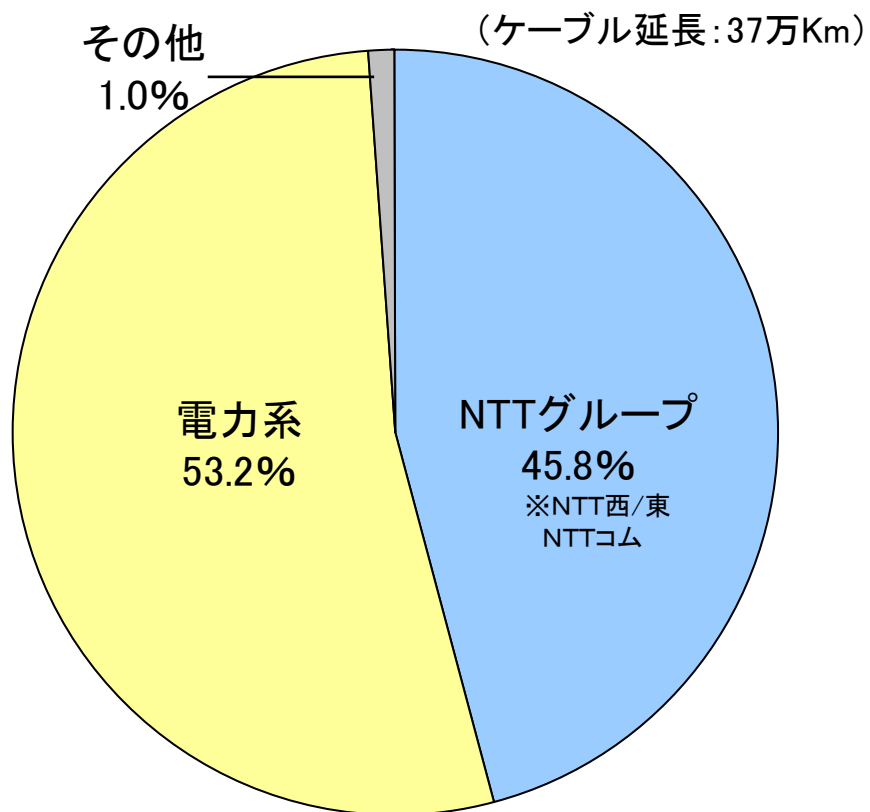
貸出実績 : 当社調べ H20.12月末時点(局舎コロケーションのみH20.3月末時点)

# (参考) 他事業者の光ファイバの敷設状況

■ 電力系事業者・CATV事業者ともに、光ファイバを敷設しており、当社が設備を独占する状況にはない

【加入光ファイバのケーブル延長シェア(H15.9末)】

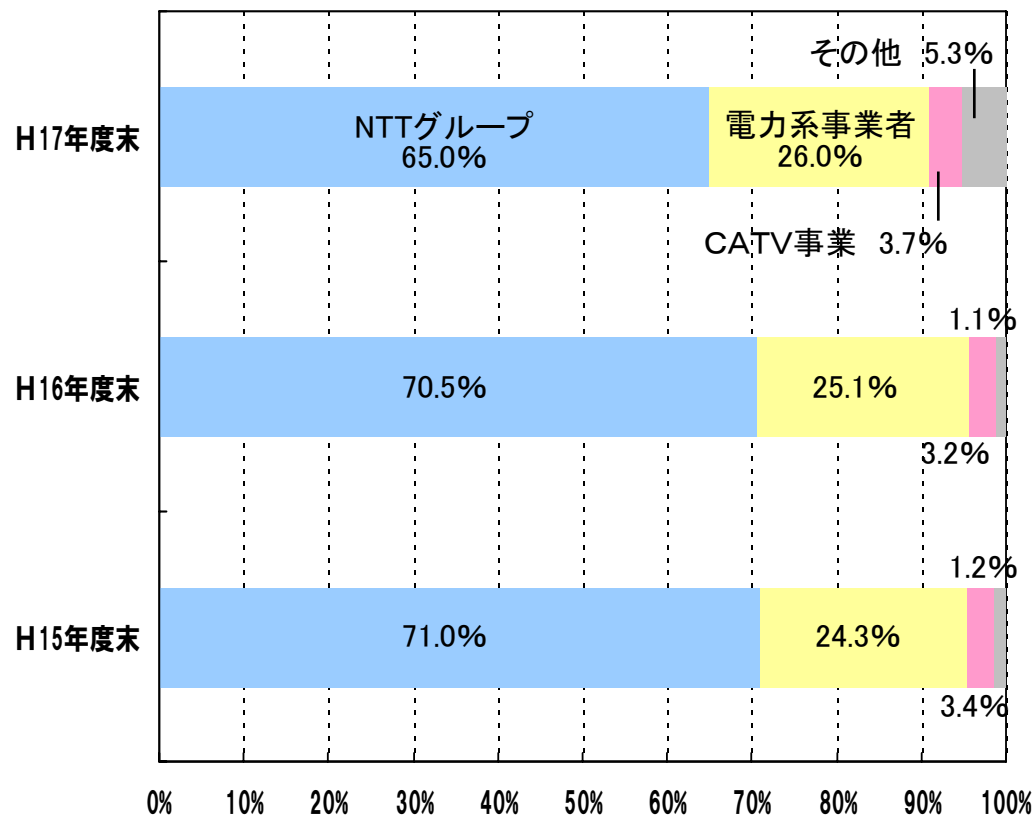
※亘長×ケーブル条数



総務省公表値を元に当社にて作成

【加入者系光ファイバの芯線延長シェアの推移】

※ケーブル延長×光ファイバの芯線数



総務省公表値

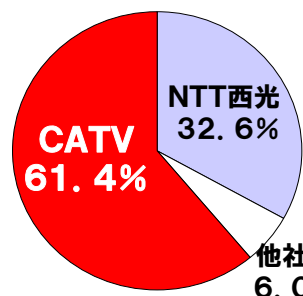
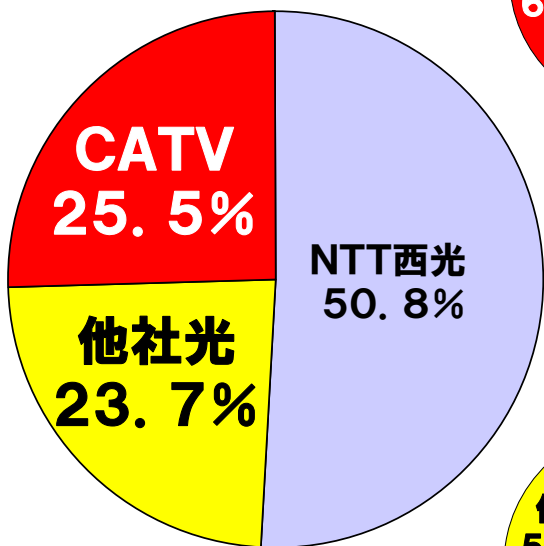


## 2-2 超高速ブロードバンドサービス市場(FTTH・CATV)のシェア

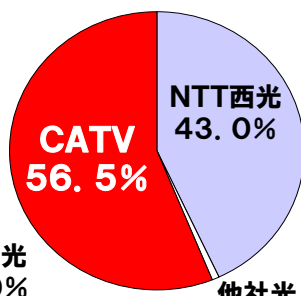
■ 西日本の全域で、電力系事業者やCATV事業者との健全な競争が繰り広げられている

### 西日本各所で、CATV事業者と健全な競争

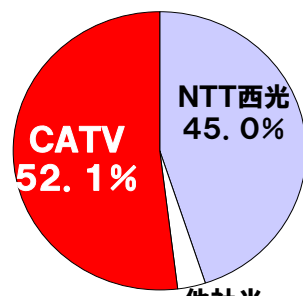
#### 西日本マクロ



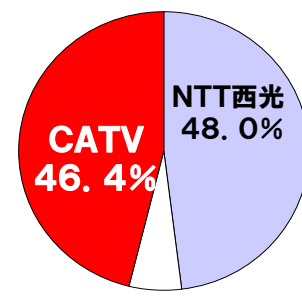
三重県



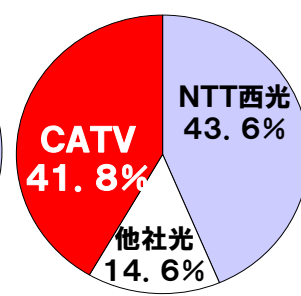
富山県



福井県

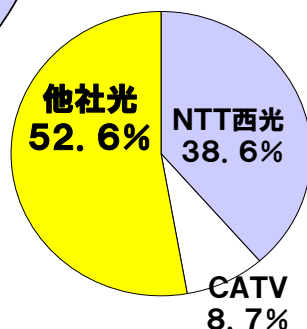


山口県

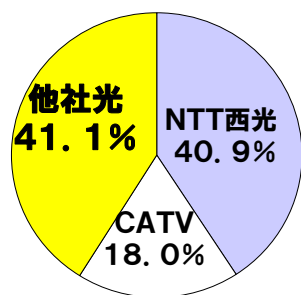


佐賀県

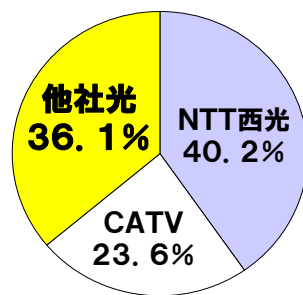
### 関西圏を中心に、電力系事業者と健全な競争



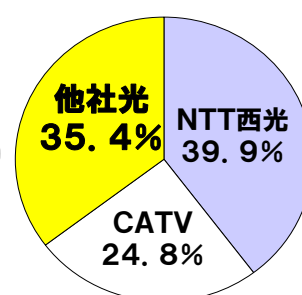
滋賀県



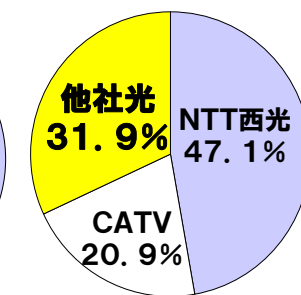
奈良県



徳島県



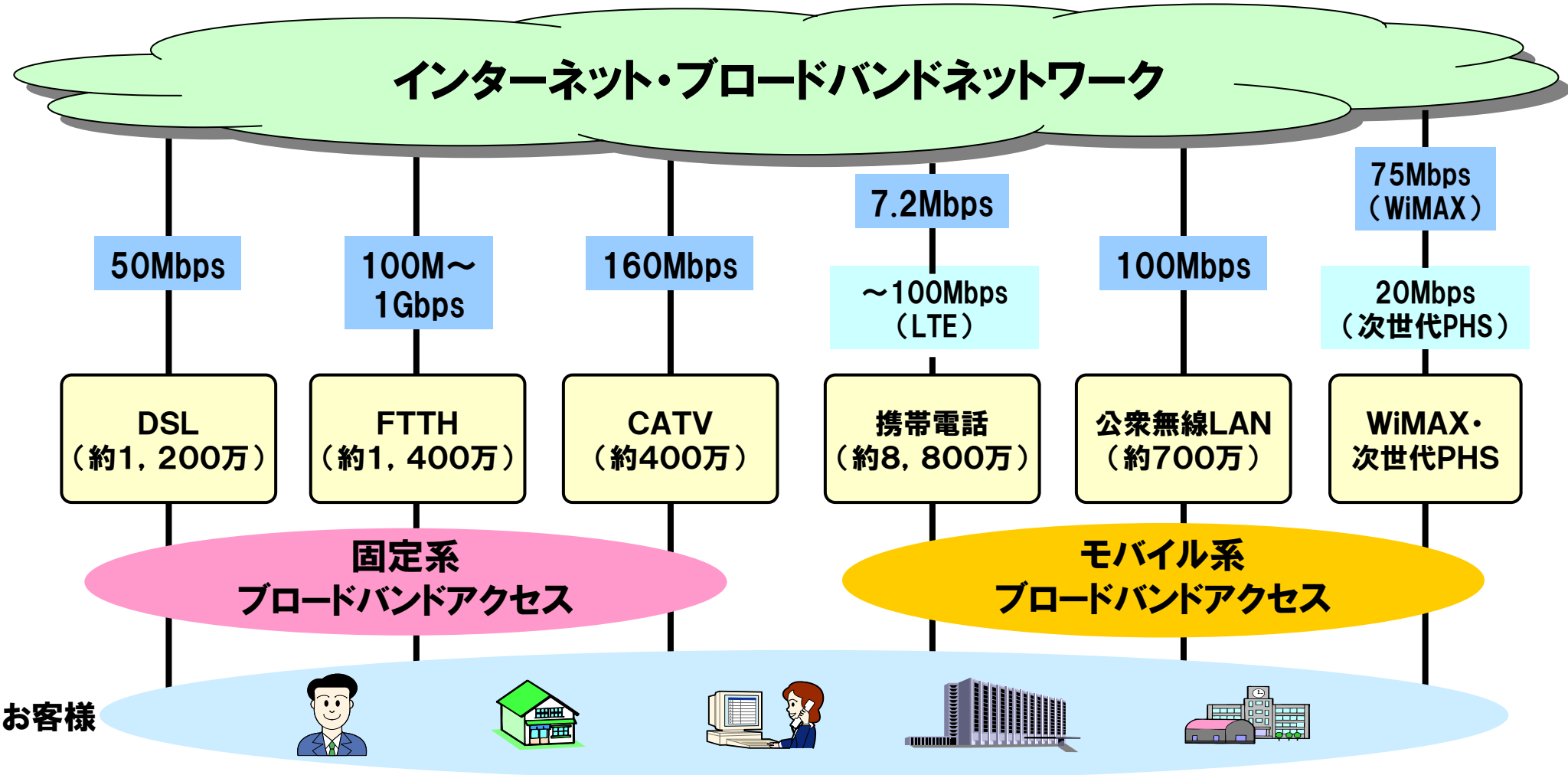
兵庫県



和歌山県

## 2-3 ブロードバンド市場における多様なアクセス

- 固定系ブロードバンドアクセスであるDSL・FTTH・CATVに加え、携帯電話、公衆無線LAN等のモバイル系ブロードバンドアクセスも展開されており、お客様は多様なアクセス手段を選択可能



(注) 速度に関する数値は商用サービスの速度であり、ベストエフォートでの最大値。  
なお、LTE・次世代PHSは商用化前であり、理論上の最大値。

(出典) DSL・FTTH・CATVの契約数: 総務省公表値 H20.9月末時点  
携帯電話・公衆無線LANの契約数: 総務省公表値 H19.12月末時点

## 2-4 光インターネットにアンバンドル規制を課しているのは日本のみ

■ 主要国において、光インターネットのアクセス部分(光ファイバ)やネットワーク部分(IP網)をアンバンドルし提供義務があるのは日本のみ

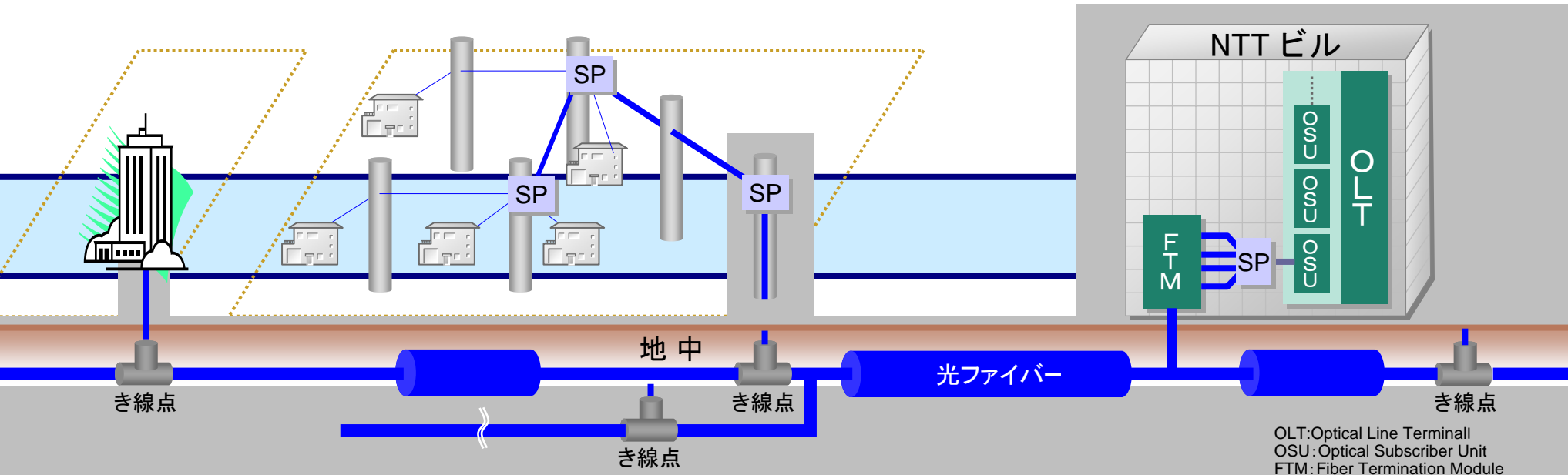
【主要国のブロードバンド規制の比較】

有:提供義務あり、無:提供義務なし

		日本	米	英	仏	独	EU
アクセス部分のアンバンドル	メタル 〔ドライカップ〕	有	有	有	有	有	EUは競争評価の実施を義務付け ↓ 各国の判断により提供を義務付け
	メタル 〔回線共用〕	有	無 (2003年に廃止)	有	有	有	
	光ファイバ	有	無 (2003年に廃止)	無	無	無 (2005年に廃止)	
ネットワーク部分(IP網)のアンバンドル	有	無	無	無	無		

## 2-5 NTT西日本による光アクセスのエリア展開

- 当社は、継続的な投資により、西日本の約9割のエリアをカバー（西日本の9割の「き線点」まで光でカバー）



当社における光アクセスの  
エリアカバー状況  
(き線点光化率)

2001年度	...	2006年度	2008年度(計画)
50%		87%	89%

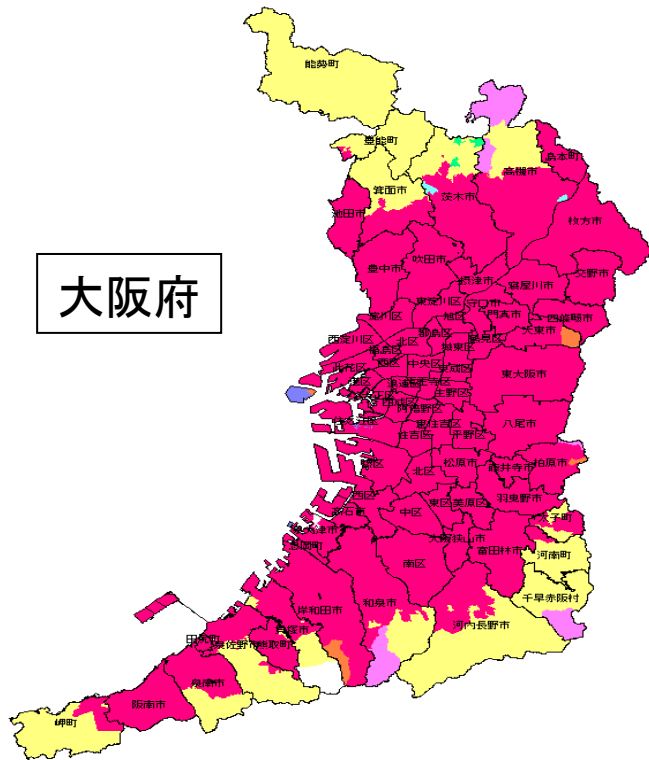
当社は、都市部では事業者間競争を通じて、地方の低需要エリアでは自治体等との協力を通じて、FTTHサービスを含むブロードバンドサービスの普及促進に努めている

今後、世界で最も整備が進んだブロードバンドインフラを利活用した情報通信技術による社会課題の解決に重点を置いた取り組みが重要に

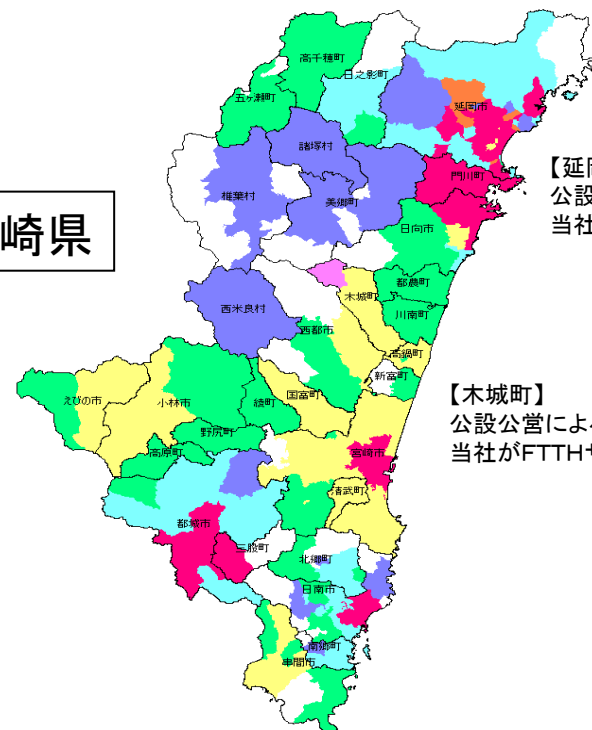
## 2-6 ブロードバンドゼロ地域の解消に向けた取り組みについて

- 都市部では健全な事業者間競争を通じて、ブロードバンドサービスの普及が進んでいる
- ブロードバンドサービスの世帯カバー率(全事業者計)は98.3%
- 世帯カバー率の更なる向上には、地方部の低需要エリアにおいて、国・自治体等が敷設する光ファイバの活用等、官民が一体となった取り組みを継続することが重要

大阪府



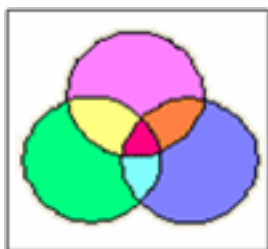
宮崎県



【延岡市】  
公設公営によるIRU方式で  
当社がFTTHサービスを提供

【木城町】  
公設公営によるIRU方式で  
当社がFTTHサービスを提供

凡例



超高速

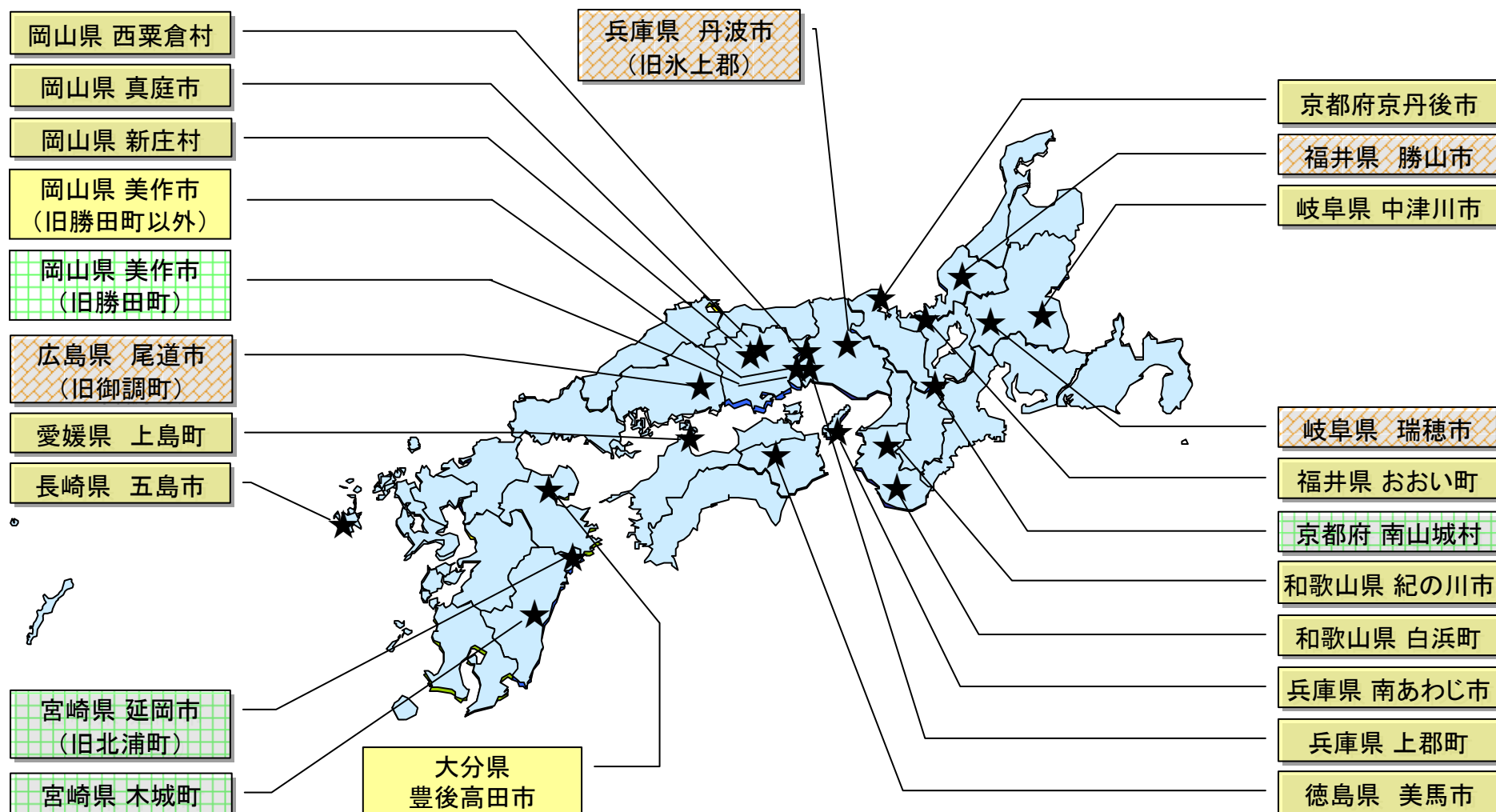
DSL

ケーブルインターネット／無線

(出典) ブロードバンド世帯カバー率: デジタルディバイド解消戦略概要(2008年6月総務省資料)より転載  
地図: 全国ブロードバンドマップより転載

# (参考) デジタルディバイド解消に向けたNTT西日本グループの取り組み

■ 当社は、自治体にて敷設された光ファイバをIRU方式で利用する等して、FTTHサービスの普及促進に努めている



- 公設民営方式 (IRU方式) 自治体の光ファイバを用いて、当社がFTTHサービスを提供
- 公設公営方式 (IRU方式) 自治体の光ファイバを用いたサービスを当社が自治体に提供し、自治体が住民向けFTTHサービスを提供
- その他方式



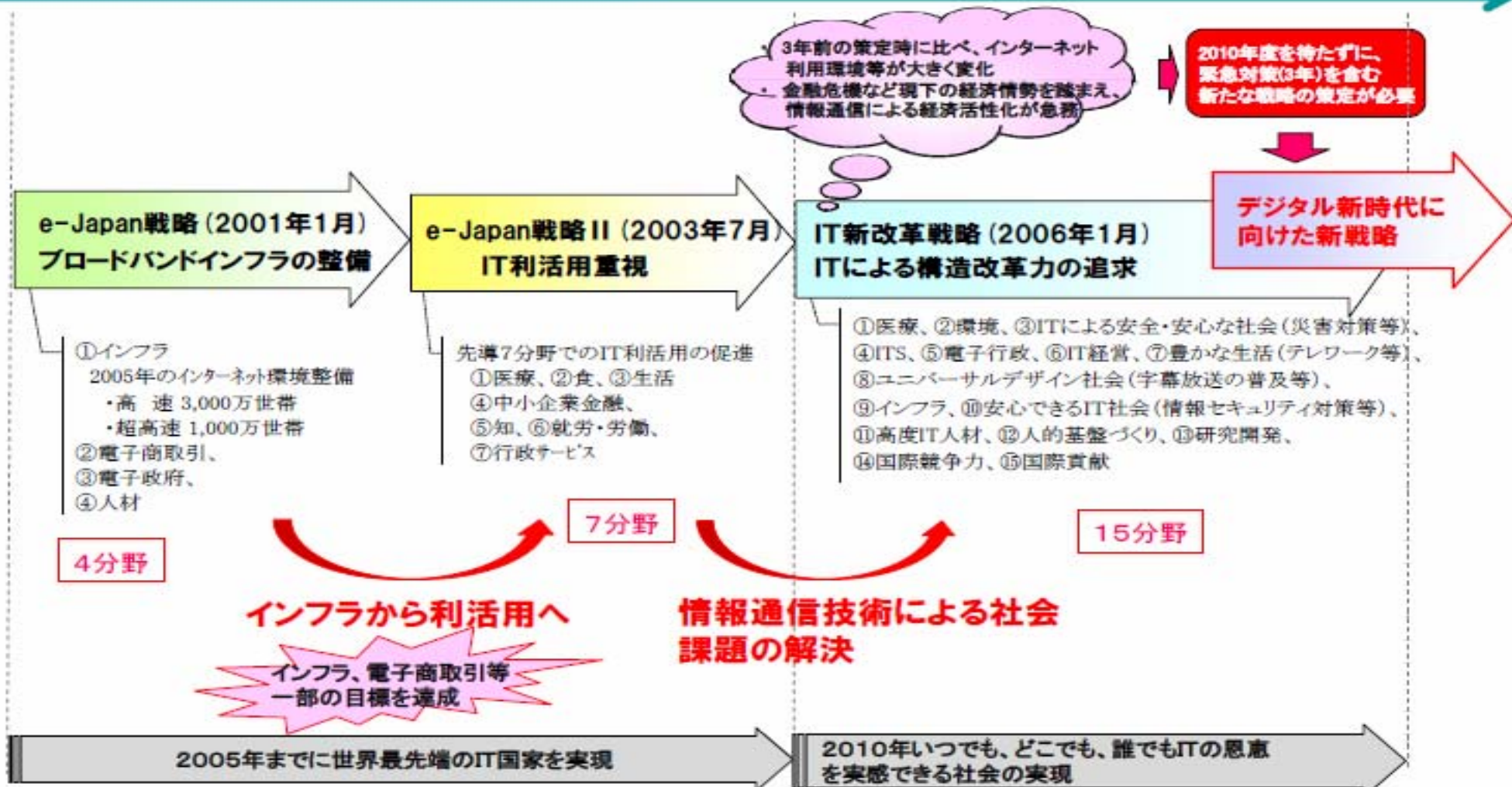
## 2-7 ブロードバンドインフラを利活用した情報通信技術による社会課題の解決

- 今後は、世界で最も整備が進んだブロードバンドインフラを利活用した情報通信技術による社会課題の解決に重点を置いた取り組みが重要になっている

2001年～

2006年～

～2010年





当社のNGNのオープン性は十分に確保されている

# 3-1 NGNにおけるオープン&コラボレーションの取り組み

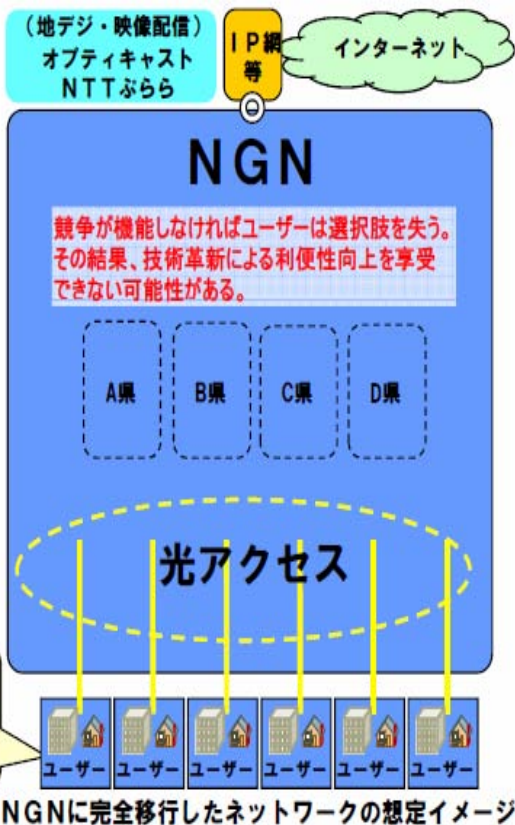
- 国際的な標準化動向やお客様ニーズ等を踏まえるとともに、多様なプレイヤーとの協業も含め、より多くのお客様に多彩なサービスをご利用いただけるネットワークを目指し、自主的にオープン化を推進
  - ・フィールドトライアルの実施 ・NNI、SNI、UNIといったインタフェースの自主的開示、・次世代サービス共創フォーラム
- NGNの接続ルールは、情報通信審議会等で各事業者の意見等も踏まえ十分にご審議いただき、アンバンドル機能ごとの接続料を設定

年度	H17	H18年度	H19年度	H20年度
当社の 取組み	<p>■フィールドトライアル</p> <p>▲3月 概要公表</p> <p>▲7月 インタフェース自主公表</p> <p>▲12月 トライアル開始 (SNI/UNI: 18社、NNI: 15社)</p> <p>▲2月 NGN連絡会議で関係事業者等と意見交換 (15回, 23社参加)</p>	<p>▲12月 NGNショールーム (来場者数: 約30,000人)</p>	<p>▲12月</p> <p>■商用サービス</p> <p>▲10月 インタフェース開示</p> <p>▲11月 事業者説明会 (7回, 381社, 901人)</p> <p>▲3月 NGN商用サービス開始</p> <p>■次世代サービス共創フォーラム</p> <p>▲3月 多種多様なパートナーとNGNを活用したサービス開発・事業化の共創を目指す (参加登録数: 法人約480社、個人約870人)</p>	<p>IGS接続: 29社</p> <p>ISP接続: 31社</p> <p>SNI接続: 3社</p>
			<p>■NGNに係る活用業務認可手続き</p> <p>▲10月申請 → ▲2月認可</p> <p>■NGNに係る接続ルールの在り方について</p> <p>▲10月諮問 (計9回) → ▲3月審議会答申</p> <p>▲5月 (計9回) → ▲12月研究会報告</p> <p>▲11月 接続約款認可 (接続箇所、技術的条件)</p> <p>▲1月 接続料金認可申請</p> <p>■NGNの接続料算定等に関する研究会</p>	
NGN 接続 ルールの 整備				

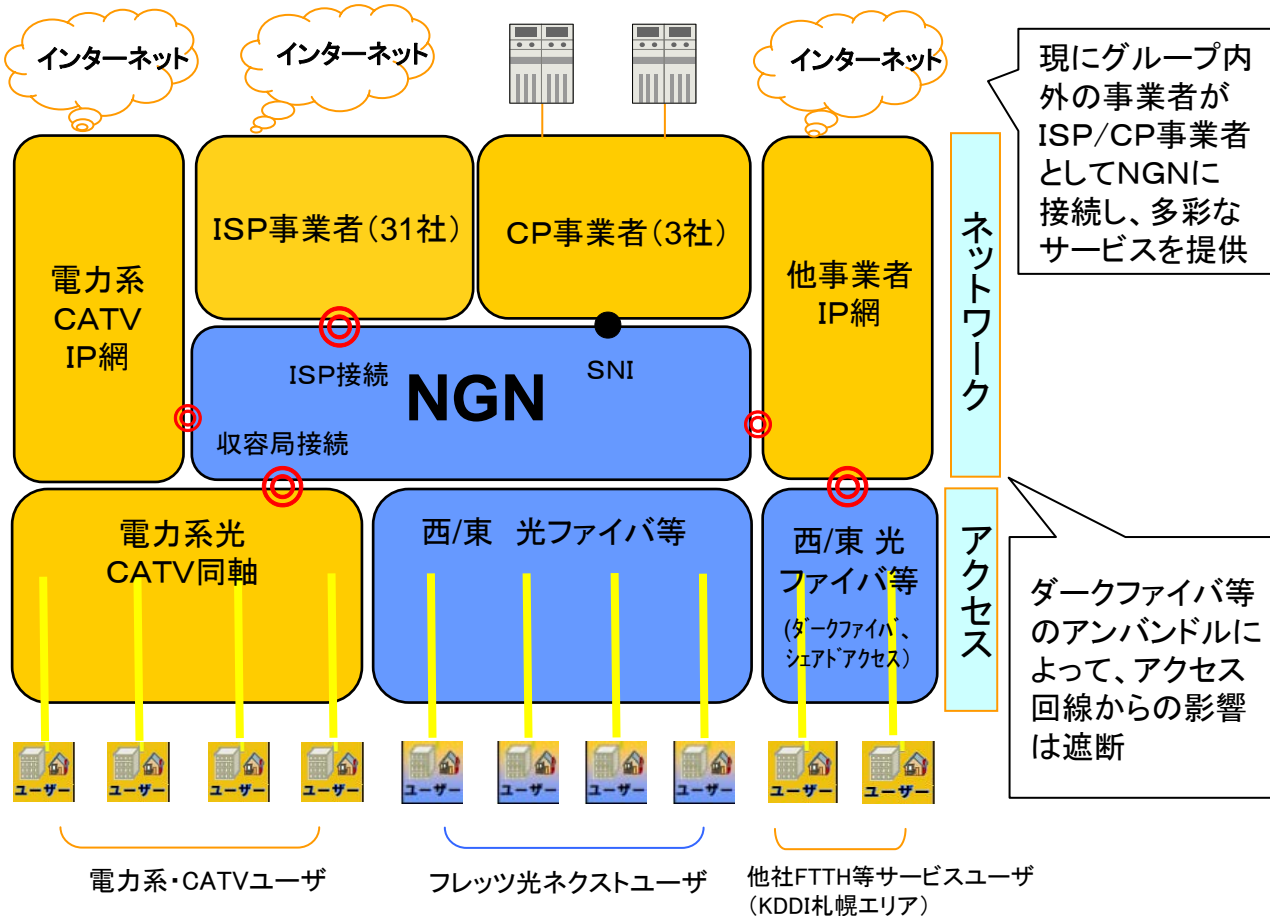
## 3-2 NGNとアクセス回線は別々にアンバンドルしており、KDDIの主張は適当でない

- アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、ダークファイバ等のアンバンドルによって、ネットワーク側に及ばないように遮断されている
- 現にグループ内外の事業者が、ISP/CP事業者としてNGNに接続し、フレッツ光ネクストユーザや他社FTTHサービス等ユーザに、多彩なサービスを提供できる環境は整っている

### KDDIの主張

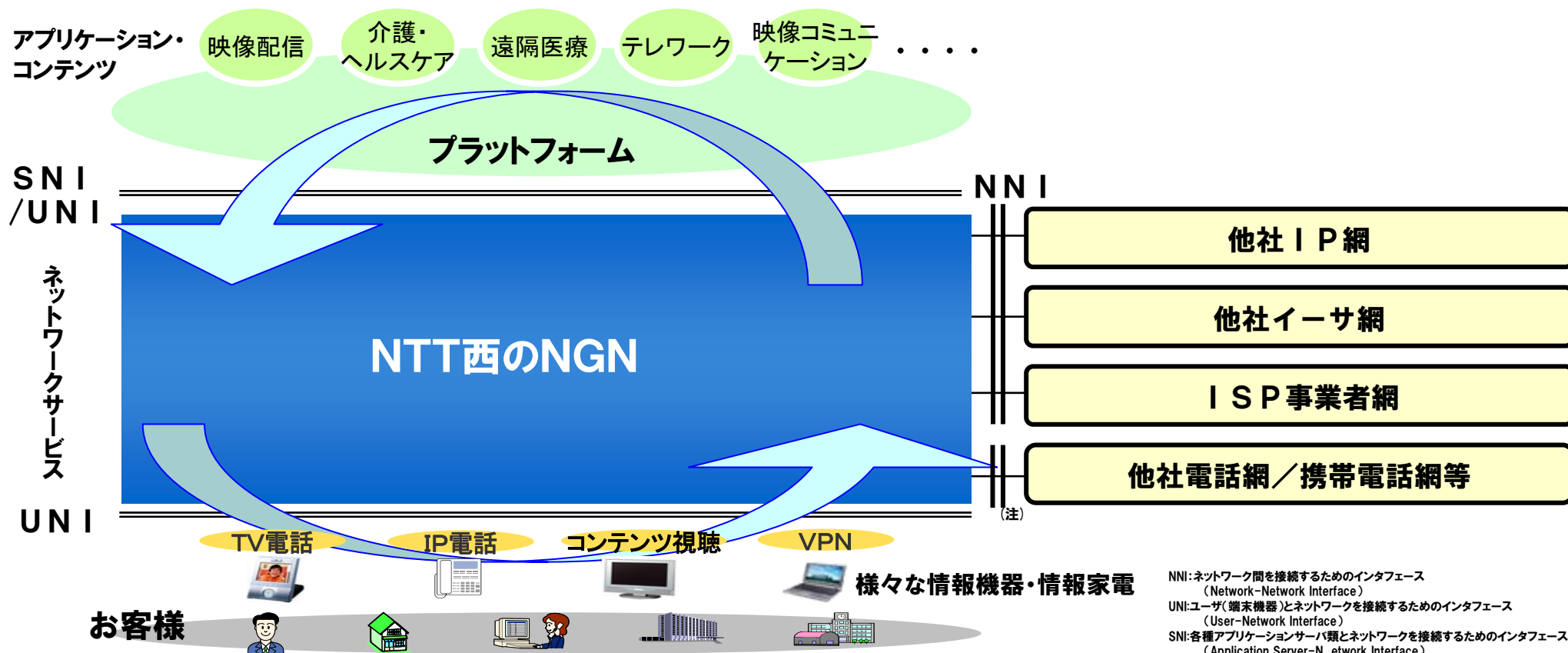


### KDDIの主張に対する当社の考え



### 3-3 プラットフォーム等について

- 当社のNGNの認証機能、セッション制御機能、品質制御機能は、通信機能と一体的な機能として具備されており、通信機能から独立した機能としては具備されていない
- 当社のNGNでは、様々な事業者がいわゆる「プラットフォーム」をNGNの外部に自ら構築することで、アプリケーション・コンテンツを提供する事業者と連携して、お客様に多様なサービスを提供することが可能
- 「プラットフォーム」については、将来現れるサービスの芽を摘むことがないように、あらかじめ規制するのではなく、事業者の創意工夫に委ねることが重要



NNI: ネットワーク間を接続するためのインタフェース (Network-Network Interface)  
 UNI: ユーザ(端末機器)とネットワークを接続するためのインタフェース (User-Network Interface)  
 SNI: 各種アプリケーションサーバ類とネットワークを接続するためのインタフェース (Application Server-Network Interface)

(注) 既存電話網のインタフェース

逆ザヤ問題や携帯電話事業者の接続料の透明性の問題を解決する必要がある

## 4-1 逆ザヤ問題と携帯電話事業者の接続料の透明性の問題について

着信市場の接続料については、お客様が事業者を選択できないため、競争原理が働かず、低廉化が進みにくい  
その結果、

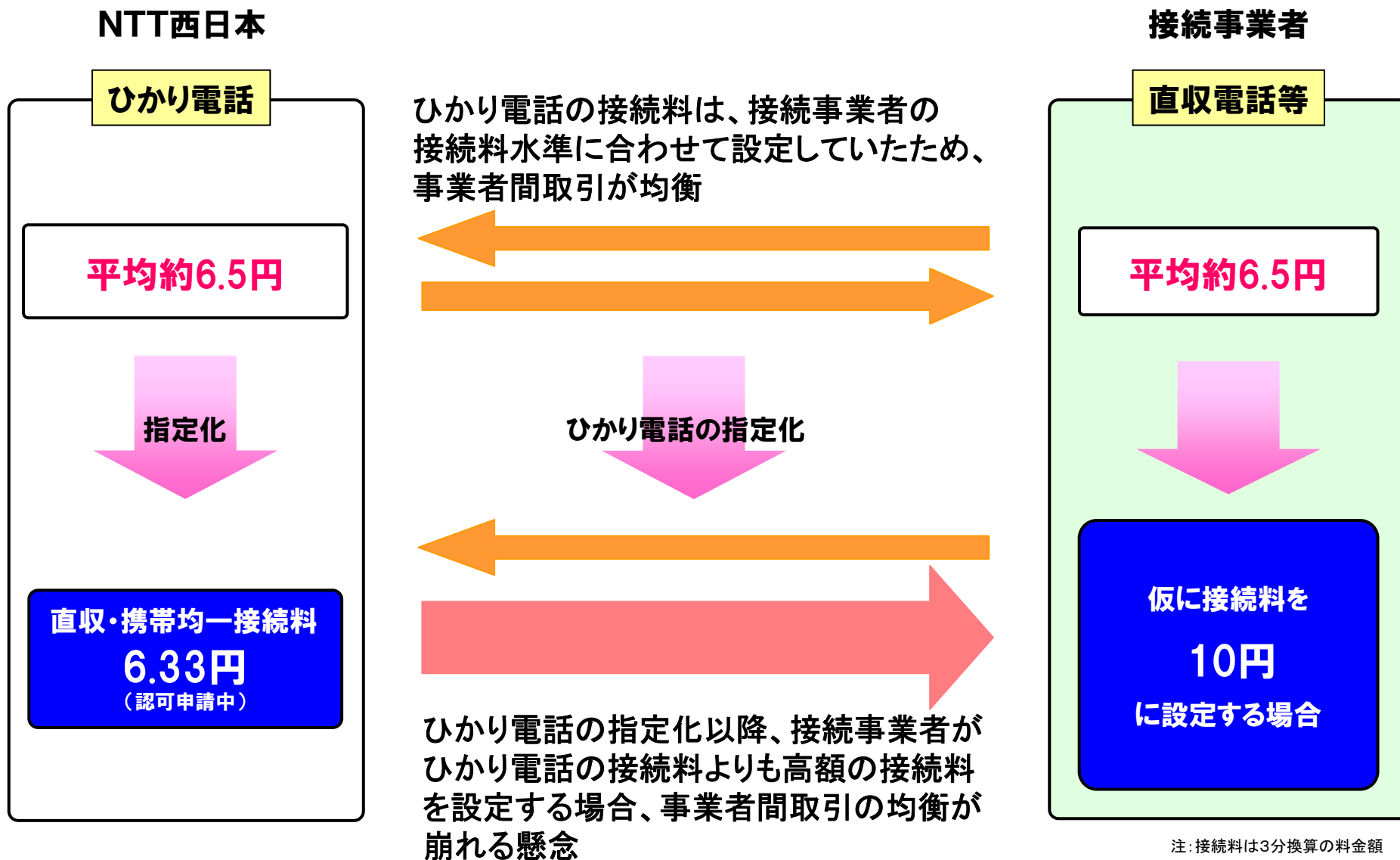
- ・ ひかり電話の指定化以降、他事業者がひかり電話の接続料よりも高額な接続料を設定する場合、事業者間取引の均衡が崩れる、いわゆる「逆ザヤ問題」が発生する懸念がある【資料4-2】
  - ・ 携帯電話事業者の接続料はひかり電話の接続料の約5~8倍となっているほか、二種規制が課されていない事業者の接続料が高止まり【資料4-3】する等、事業者間の接続料水準の格差が拡大している。また、自社（グループ内）の無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料で補填している懸念がある【資料4-4】
- にもかかわらず、他事業者の接続料の適正性を検証する仕組みは存在しない

以上の問題を解決するため、

- 他事業者の接続料、特に携帯電話事業者の接続料について、全ての事業者を対象に、総務省がその適正性を検証する仕組みを設け、不当に高額な接続料が設定されている場合は、それを是正する措置が必要
- また、固定電話事業と携帯電話事業を1社（グループ）で提供している事業者について、自社やグループ内の取引条件が他事業者との間の取引条件と公平な取り扱いになっているか否か、検証が必要
  - ・ EUでは、モバイル音声着信市場をSMP規制の対象とし、全ての携帯事業者の接続料を規制
  - ・ 「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について」報告書（平成20年12月25日）においても、「不当に高額な接続料の設定に関する申出等があった場合は、総務省において、事業者ごとの個別事情等を踏まえた上で、速やかにその適正性を検証し必要に応じ所要の措置を講じる必要がある。」と記載

## 4-2 逆ザヤ問題について

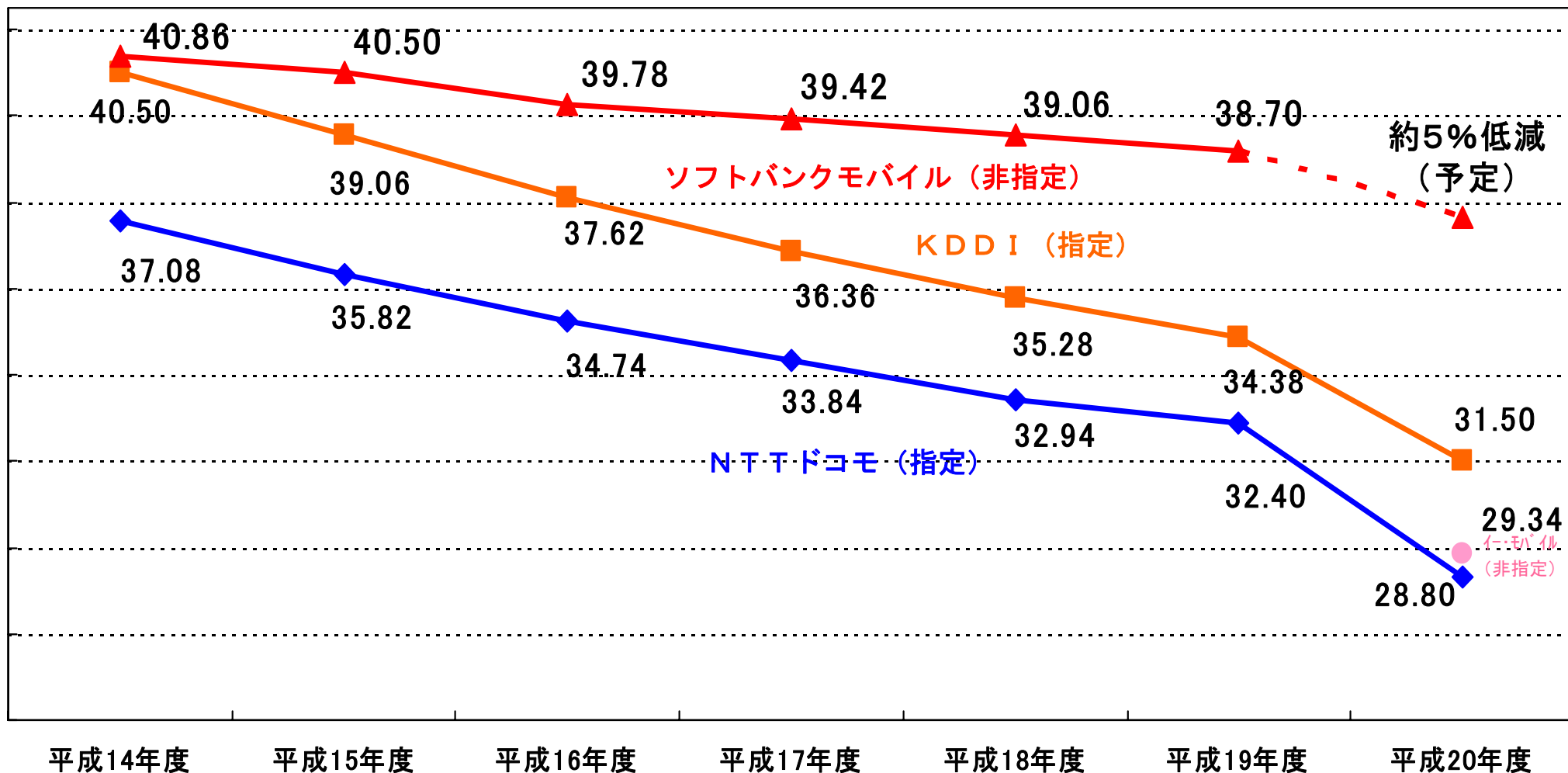
- ひかり電話の指定化以降、事業者間取引の均衡が崩れる、いわゆる「逆ザヤ問題」が発生する懸念がある



## 4-3 携帯電話事業者の接続料水準

- 第二種指定電気通信設備規制が課されていない事業者の接続料が相対的に高止まり
- 携帯電話事業者間で、接続料水準の格差が拡大

(単位：円/3分)



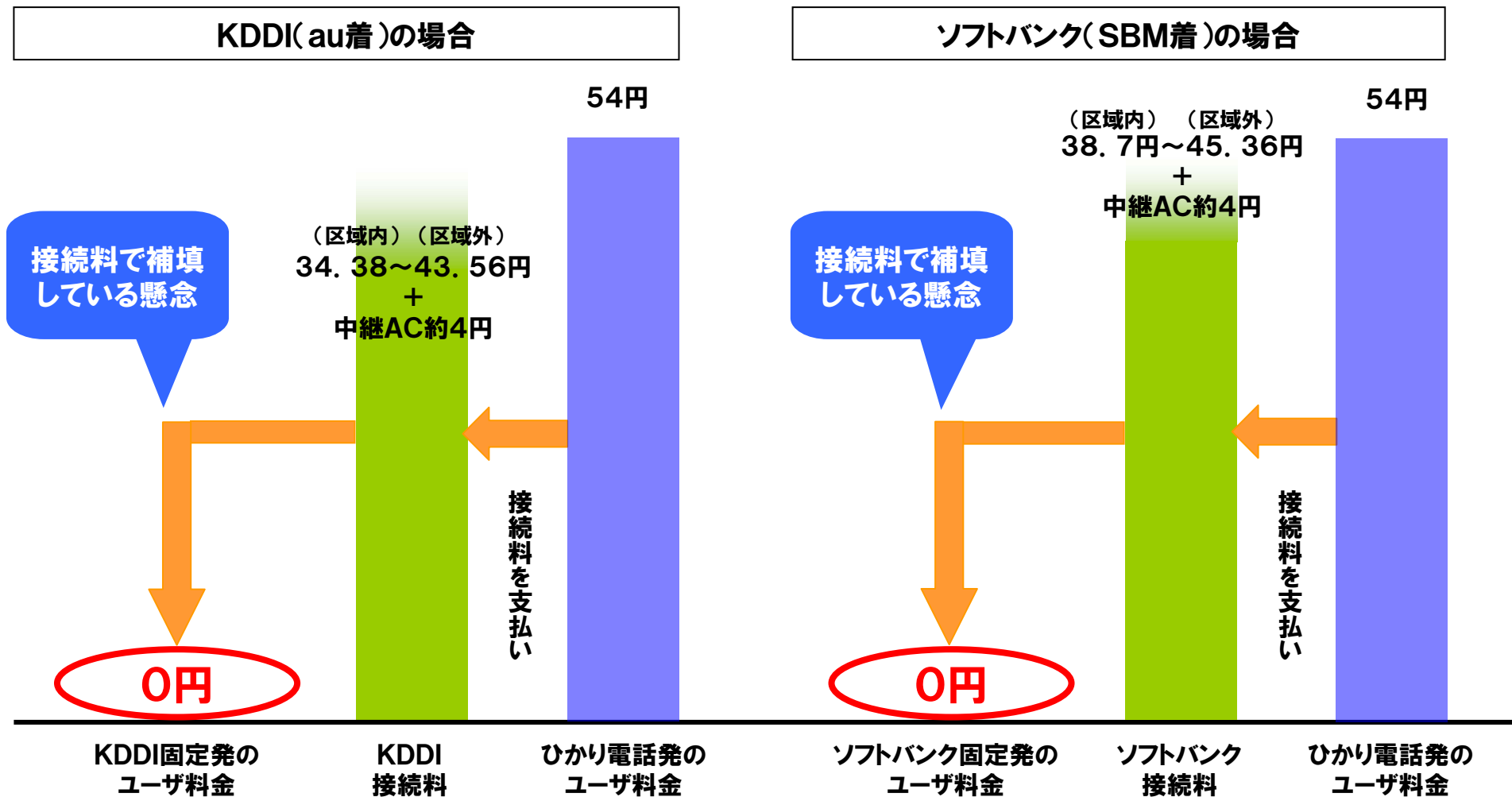
注：KDDI・ソフトバンクモバイル・イーモバイルは別途、中継事業者への接続料が必要

(出典)：情報通信審議会 電気通信事業政策部会・接続政策委員会 合同ヒアリング(第1回) 事務局資料より転載



## 4-4 無料サービスの赤字を接続料で補填している懸念

- 自社(自グループ)内通話を無料とするサービスを提供する事業者は、無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料で補填している懸念がある



注1: ユーザー料金、接続料金ともに、3分換算

注2: KDDI、ソフトバンク接続料は平成19年度適用料金

注3: KDDI固定発はメタルプラス、ソフトバンク固定発はおとくラインのユーザー料金

## (別添) 固定ブロードバンド市場に関する主な論点に対する当社の取り組みと考え方

1. 固定ブロードバンド市場に関する主な論点に対する当社の考え方

2. FTTHサービスの屋内配線

(1) 当社の取り組み

(2) 当社の考え方【参考1】

3. ドライカップのサブアンバンドル(FTTRサービス)

(1) 当社の取り組み

(2) 当社の考え方【参考2】

4. DSLサービス (電話重畳型DSLサービスの事業者名の申込みの扱い、回線名義人情報の扱い)

(1) 当社の取り組み

(2) 当社の考え方

5. 中継ダークファイバ(空き芯線がない区間におけるWDM装置の設置、経路情報の開示)

(1) 当社の取り組み

(2) 当社の考え方

# 1. 固定ブロードバンド市場に関する主な論点に対する当社の考え方

論点	当社の考え方(要旨)
光屋内配線の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内配線は、誰でも自由に工事可能でありボトルネック性はないため、第一種指定電気通信設備として接続約款に規定し、当社に設置工事を義務づけたり、料金を規制することは、適当ではない。</li> <li>・可能であれば屋内配線は事業者間で転用することが望ましいが、屋内配線がお客様の意向を踏まえ宅内に設置される設備であることを鑑みれば、お客様の意向を踏まえない事業者間だけのルール化は不適當であり、まずはお客様宅内に利用可能な既設屋内配線があった場合の再利用の考え方を、事業者間で意識合わせすることから始めるべき。</li> </ul>
ドライカップサブアンバンドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱上VDSLにより接続した場合であっても、ドライカップの下部区間(き線点からお客様宅まで)を効率的に保守・運用していくためには、上部区間が不可欠であることから、全区間に係るコストを負担していただく必要がある。</li> </ul>
名義人関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話重畳型DSLサービスにおける事業者名申込みについてはシステム改修に係る費用負担方法について、事業者間で合意が得られ次第、準備を進めていく考え。</li> <li>・回線名義人情報の洗い替えについては、当社としても請求書同封冊子による注意喚起やHPへの記載等鋭意努力しているところであるが、番号ポータビリティの導入により、NTT西日本戻りの際にも名義人が不一致となるケースが生じていることを踏まえれば、当社のみならず顧客情報を有する事業者全てが抱える問題として対処していくべき。</li> </ul>
WDM設置の義務化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WDMについては中継DF空きなし区間の代替手段として既に提案をしているところであるが、利用申込みの無い現状においては接続約款規定などのルール化は不要。また、WDM設置の義務化については、空き設備の提供を前提とした現行の接続ルールの考え方にそぐわないものであり不適當。</li> <li>・非ブロードバンド地域の基盤整備については、当社設備のみではなく、他事業者や自治体等が保有する設備を含めたあらゆる手段を検討対象とすべきであり、また光ファイバのみならず、無線や衛星通信など幅広な手段の検討が必要。</li> </ul>
中継DFの経路情報開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経路情報の開示については既に対応しているが、事業者により要望される情報内容や情報量が区々であることから、引き続き、個々の要望事業者との個別調整により対応していくことが適當。</li> <li>・異経路の維持は運用上困難であるが、サービス開始時に可能な範囲で異ルートを確保するなど、当社として事業者の要望に沿うよう可能な協力をしていく考え。</li> </ul>

## 2 - (1) FTTHサービスの屋内配線に関する当社の取り組み

当社は、ビル等に既設の光屋内配線に空きがある場合には、接続事業者へ光屋内配線を提供しております。また、当社に対し光屋内配線提供の要望を頂いた場合には、具体的な要望内容を踏まえた上で、ビジネススペースでの提供を前提に検討する考えです。

	~ H18年度	H19年度	H20年度 ~
既設の 屋内配線	提供条件・提供料金を接続約款に定めて提供中（ <b>現在約28,000回線を提供</b> ）		
新設の 屋内配線	・事業者への光屋内配線の提供については、事業者から要望があれば、いつでも協議に応じる考え ・当社は、光屋内配線の提供にあたっては、ビジネススペースによる提供を前提に検討する考え		

## 2-(2) FTTHサービスの屋内配線に関する当社の考え方の法的位置付け及び約款化について

**屋内配線は、不可欠性のある設備ではないため、第一種指定電気通信設備に該当しないと考えます。また、接続約款化し、当社に設置工事を義務づけたり、料金を規制することは、過剰な規制であると考えます。**

### 【屋内配線の法的位置づけについて】

屋内配線は、事業者やお客様自身が自由に設置可能であることから、不可欠性のある設備ではありません。当社サービスにおいても、当社が設置した屋内配線を利用するケースのほか、ビルオーナー等が設置した屋内配線を借り受けるケースもあること、また、当社のダークファイバ等と接続する事業者は、多くの場合、自ら行う必要があるONUの設置・設定と同時に屋内配線を設置されていること、更に、電力系事業者やCATV事業者は相当数のお客様に対し、屋内配線を設置し提供していること等、各者が自らの判断に基づき屋内配線を自由に設置している状況にあります。

以上を踏まえると、屋内配線を第一種指定電気通信設備に位置付けて、規制を強化することは不適切であると考えます。

なお、「引き通し工法」と「キャビネットボックスを設置する工法」については、お客様宅の状況等を勘案し、現地での判断により何れかが選択されているに過ぎず、屋内配線の法的な位置づけ等がこのような工法の種類によって左右されるべきではないと考えます。

### 【「接続を円滑に行うために必要な事項」としてルール化することについて】

上述のとおり、屋内配線は各事業者やお客様自身が自由に設置可能であり、また当社以外の者による設置実績も多くあることから、当社が屋内配線を設置する場合の提供条件をルール化する等、新たな規制を導入する必要はないと考えます。

なお、光屋内配線の提供について、当社に対し接続事業者より具体的な提供要望を頂いた事例はありませんが、仮に当社に対し提供要望を頂いた場合には、具体的な要望内容を踏まえた上で、ビジネスベースによる提供を前提に検討する考えです。

## 2-(2) FTTHサービスの屋内配線に関する当社の考え方 転用ルールについて

利用可能な屋内配線は事業者間で相互に利活用することが望ましいが、屋内配線の提供可否・条件等はお客様のご意向によって大きく影響を受ける可能性があり、お客様のご意向を踏まえないルール化は実効上難しい面が存在すると考えます。

上記を踏まえれば、光屋内配線の利活用に関しては、まずは事業者相互間で意識合わせを行うことから始める必要があると考えます。

### 【屋内配線の転用ルールの整備について】

設備の有効利活用の観点からは、利用可能な光屋内配線は事業者間で相互に利活用することが望ましいため、当社としてもサービス廃止時等には可能な範囲で光屋内配線の残置を進めていく考えです。

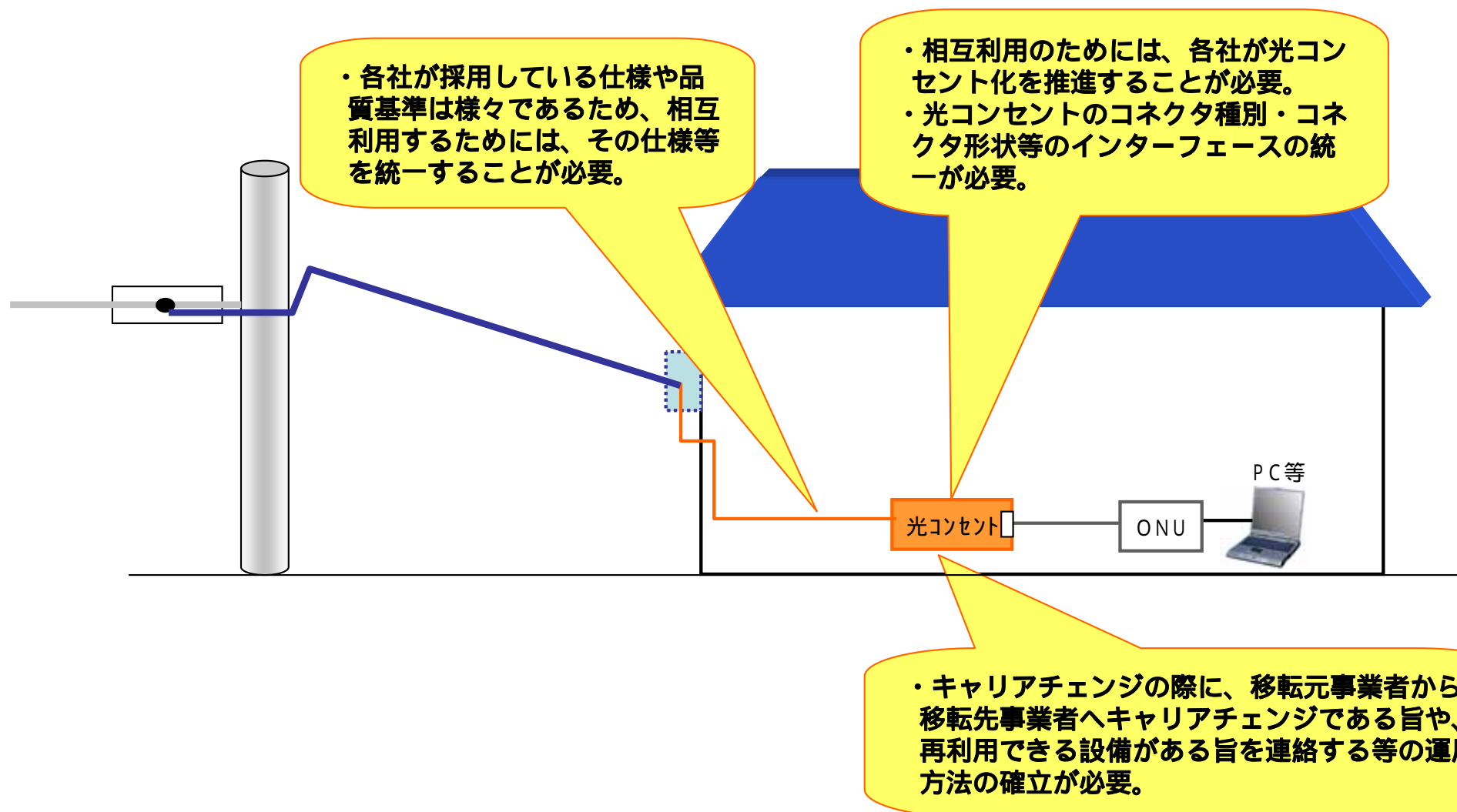
しかしながら、屋内配線の残置は、お客様のご了解を得て初めて可能となるほか、その再利用に際しても、お客様から設置場所の変更等のご要望がある場合は、残置配線を撤去し屋内配線を新設する必要があるため、結果として残置配線の再利用が困難になる等、屋内配線の提供可否・条件等はお客様のご意向によって大きく影響を受ける可能性があります。

お客様のご意向を踏まえず事業者間のみで屋内配線の利活用等に係るルール化を行ったとしても、実効上難しい面があることから、まずは、屋内配線の利活用に向けた事業者相互間の意識合わせを行うことから始める必要があると考えます。

## 【参考1】 屋内配線の転用には事業者間での意識合わせから始める必要がある

屋内配線を円滑に相互利用するためには、仕様・品質基準の統一や、運用方法の確立に向けた事業者間での意識合わせから始める必要があります。

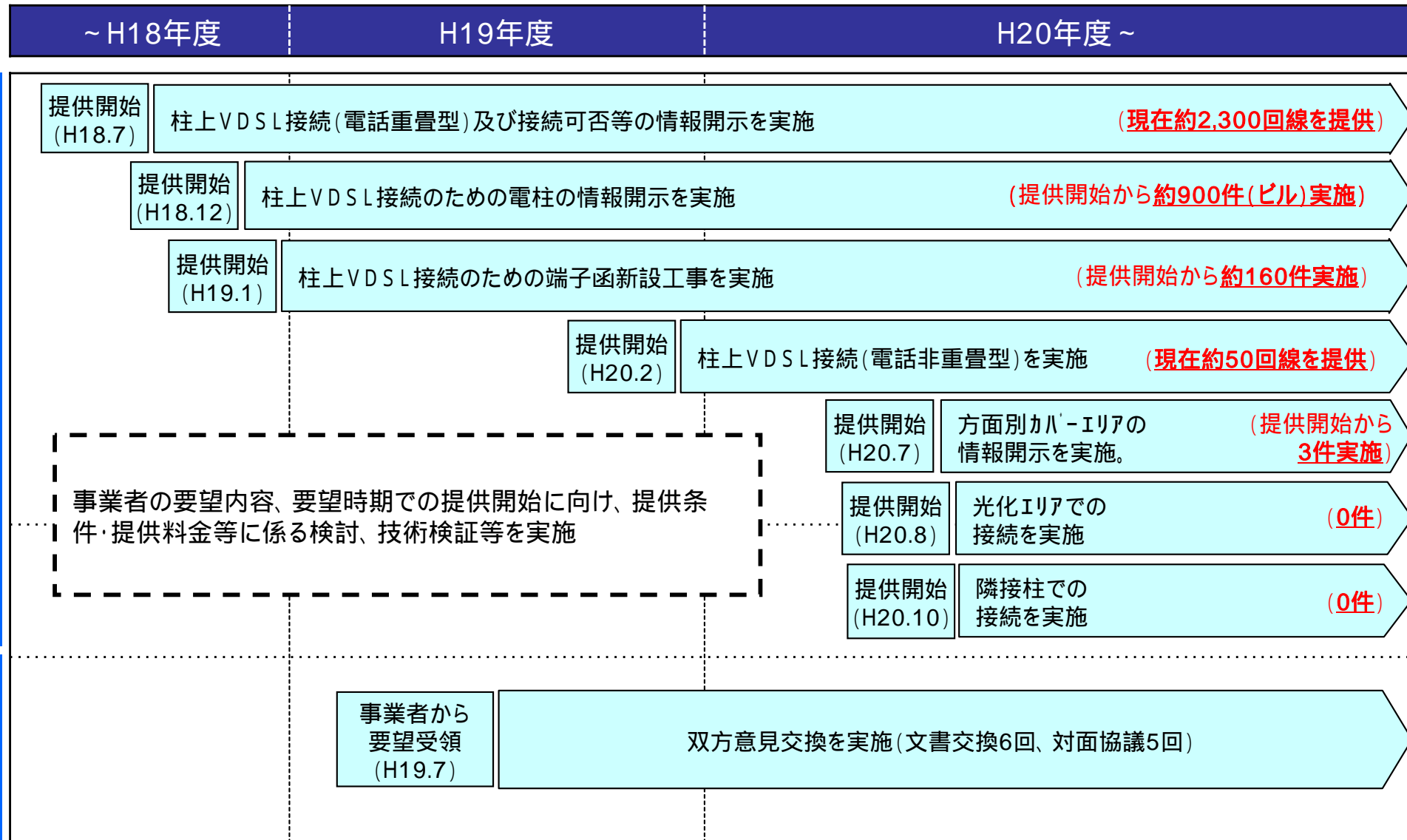
### 【事業者間での意識合わせが必要な項目（例）】





### 3 - (1) ドライカップのサブアンバンドル(F T T Rサービス)に関する当社の取り組み

当社は、接続事業者からのF T T Rサービス実現に向けた多様な接続要望に対し、実現可能な範囲で適切に対応してきたところであり、当該接続に関する新たな要望についても引き続き対応していく考えです。





### 3-(2) ドライカップのサブアンバンドル(FTTRサービス)に関する当社の考え方

下部区間のみで保守作業を行う場合は、故障申告の都度き線点への駆けつけ等が発生し、現行のメタル回線の業務効率性及びコスト効果が損なわれることから、このような保守形態は採用すべきでないと考えます。

上部区間を保守のみの利用とした場合であっても、上部区間は現に利用されていること、また、通常のドライカップによる利用形態と比べても、コスト的な差異がないことを踏まえれば、現行のドライカップ接続料金と異なる新たな料金を設定する必要はないと考えます。

当社が保有する加入者メタル回線は、当社局舎からお客様宅までを一体のものとして取り扱った上で、局内からの遠隔保守・一元管理を実現することにより、保守及び設備管理等の作業効率化を図ってきたところです。

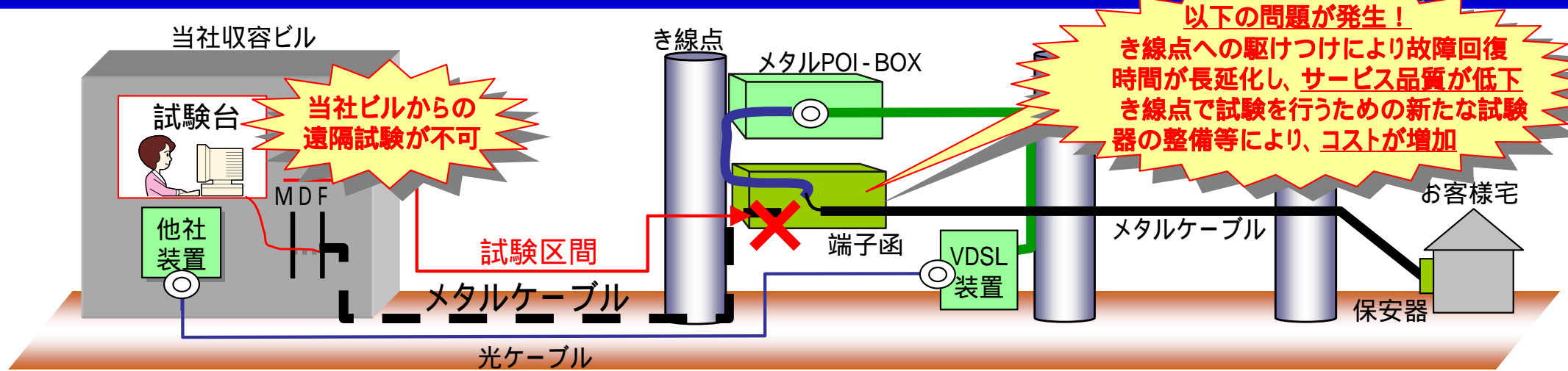
したがって、下部区間のみを用いて保守作業を行うことについては、新たに故障申告の都度き線点への駆けつけが必要となること、また、き線点からの試験のために必要な試験機等の追加的な設備が必要となること等、メタル回線における局内からの遠隔保守による作業の効率化・コスト削減の流れに逆行することとなるため、このような保守形態は採用すべきではないと考えます。

また、上部区間を保守のみの利用に限定することとした場合であっても、当社局舎からき線点までのメタル回線(上部区間)を利用して遠隔保守を実施している以上、上部区間は現に利用されていることに変わりはないこと、また、通常のドライカップによる利用形態と比べても、減価償却費や保守費などのコスト的な差異がないことを踏まえれば、現行のドライカップ接続料金と異なる新たな料金を設定する必要はないと考えます。

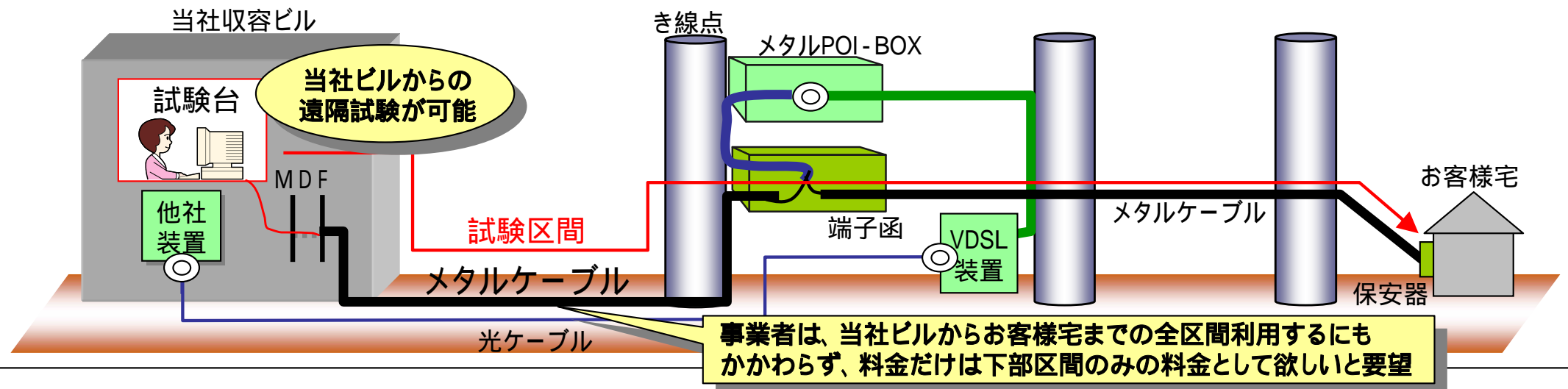
## 【参考2】 ドライカップのサブアンバンドルに関する問題

ドライカップのサブアンバンドルは、お客様サービス品質の低下やコストの増加等の問題が生じます。  
メタル回線を当社ビルからお客様宅まで利用しているにもかかわらず、その料金のみをサブアンバンドルすることは不適当と考えております。

### き線点からお客様宅までの区間(下部区間)のみの場合

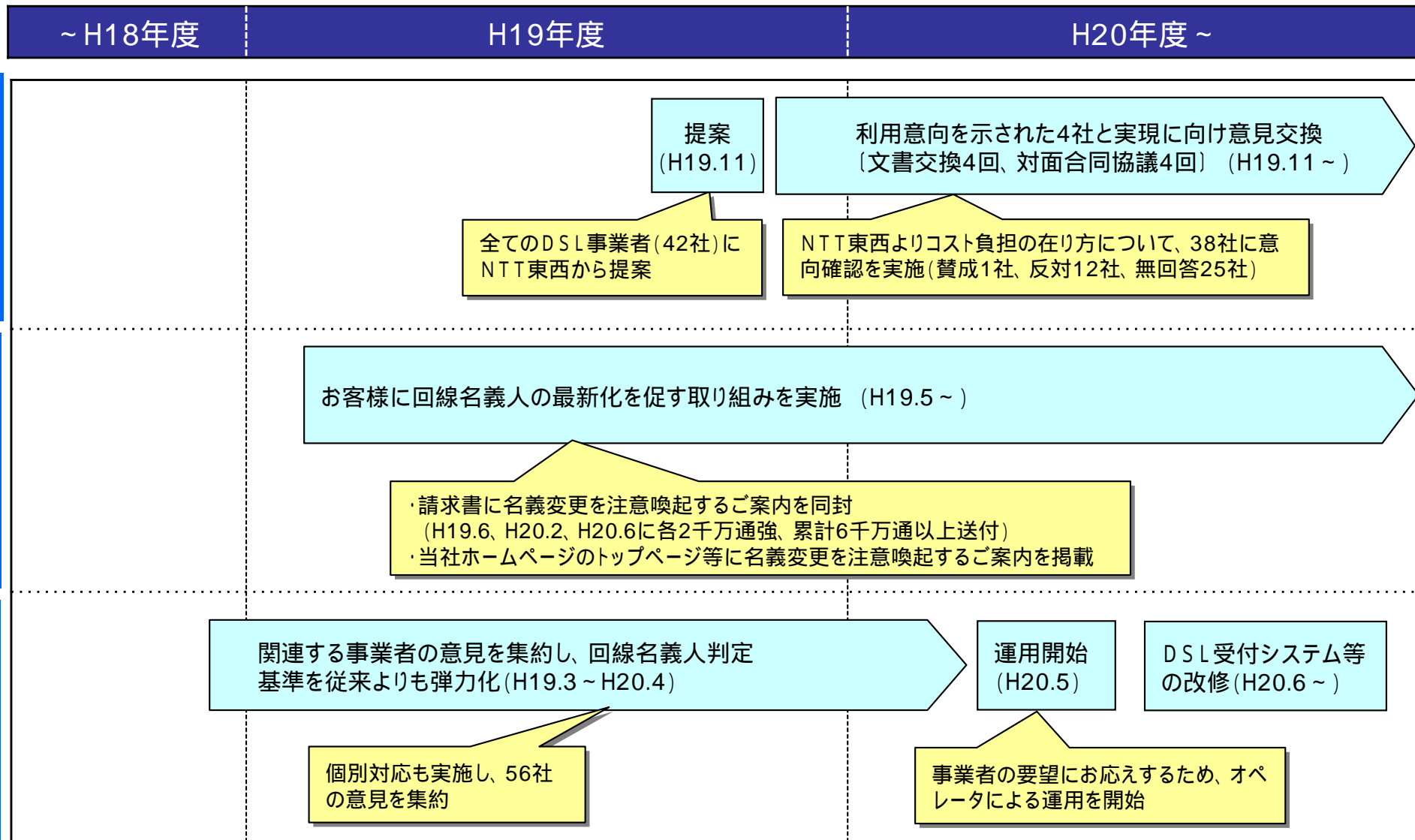


### 当社ビルからお客様宅までの区間の場合【現在の形態】



## 4 - (1) DSLサービスに関する当社の取り組み

当社は、接続事業者からDSLサービス等に係る接続の申込みを円滑に受け付けられるよう、「DSL事業者名義での電話重畳型DSL契約」、「回線名義人情報の適正化」、「回線名義人判定基準の弾力化」に取り組んできているところであり、今後も引き続き取り組んでいく考えです。



## 4 - (2) DSLサービスに関する当社の考え方 電話重畳型DSLサービスの事業者名の申込みの扱い

**DSL事業者に具体案を提案すること、及び詳細な内容について協議を実施すること等、「DSL事業者名義での電話重畳型DSL契約」スキームの実現に向けて、当社は取り組んできたところです。  
システム改修に係る費用負担方法について、事業者間の意見調整が終わり次第、準備を進めていく考えです。**

当社は、平成19年3月の審議会答申を踏まえ、「DSL事業者名義での電話重畳型DSL契約」の実現スキームの具体案を全DSL事業者(42社)に提案し、5社から利用意向が寄せられました。

そこで、利用意向を示された5社と、更に詳細な契約内容や業務仕様・お客様への周知方法・システム改修等に係る費用の負担方法等について協議を重ね、DSL事業者間におけるシステム改修等費用の負担方法以外は概ね意見が一致したものと考えています。

システム改修等に係る費用負担方法について、当社は、「本スキームを利用する事業者で負担する案」を提示しましたが、利用意向を示された事業者4社(1社は利用意向を撤回されました。)からは、「本スキームを利用しない事業者を含めて全DSL事業者で負担する案」が示されました。その後、利用意向を示された事業者の要望を踏まえ、当社から、利用意向を示されなかった他のDSL事業者(38社)に「本契約スキームを利用しない事業者を含め全DSL事業者で負担する」案について意見照会を行ったところ、賛成1社、反対12社、無回答25社という結果になりました。

当社としては、DSL事業者間における費用負担方法の意見調整が終わり次第、システム改修や電話サービス契約約款の改正等、所要の準備を速やかに進めていくこととしています。

## 4 - (2) DSLサービスに関する当社の考え方 回線名義人情報の扱い(洗い替え)

当社は、請求書に同封しているお客様案内冊子に、名義変更を注意喚起するご案内を掲載する等、回線名義人の最新化を促す取組みを行っているところであり、今後も引き続き取り組んでいく考えです。  
事業者間相互での番号ポータビリティの実現に伴い、お互いに回線名義人を確認する必要性が生じているため、回線名義人情報の最新化は、当社だけでなく、他事業者も含め、業界全体として取り組んでいく必要があると考えます。

### 【これまでの当社のDSLサービス申込への取組みについて】

- ・ 当社は、平成19年3月の審議会答申が公表されて以降、関係事業者と協議を重ね、平成20年5月に、回線名義人の判定基準の弾力化を行い、平成20年6月から順次、その弾力化内容をDSL受付システムや番号ポータビリティ受付システム等に反映するためのシステム改修等に取り組んでまいりました。

### 【当社における回線名義人情報の最新化の取組みについて】

- ・ また、同答申が公表されて以降、回線名義人情報の洗い替えを促す観点から、当社は、以下のような取組みを実施しており、今後も引き続き取り組んでいく考えです。  
平成19年6月号、平成20年2月号、6月号のハローインフォメーションに「電話の名義変更手続き」のご案内を記載し、それぞれ2,000万件を超える請求書に同封して名義変更の注意喚起を実施しています。  
「電話の名義変更手続き」のご案内を当社ホームページのトップページに掲載し、手続きに必要な書類等のダウンロードも可能としています。

### 【業界全体として回線名義人情報の最新化に取り組む必要性について】

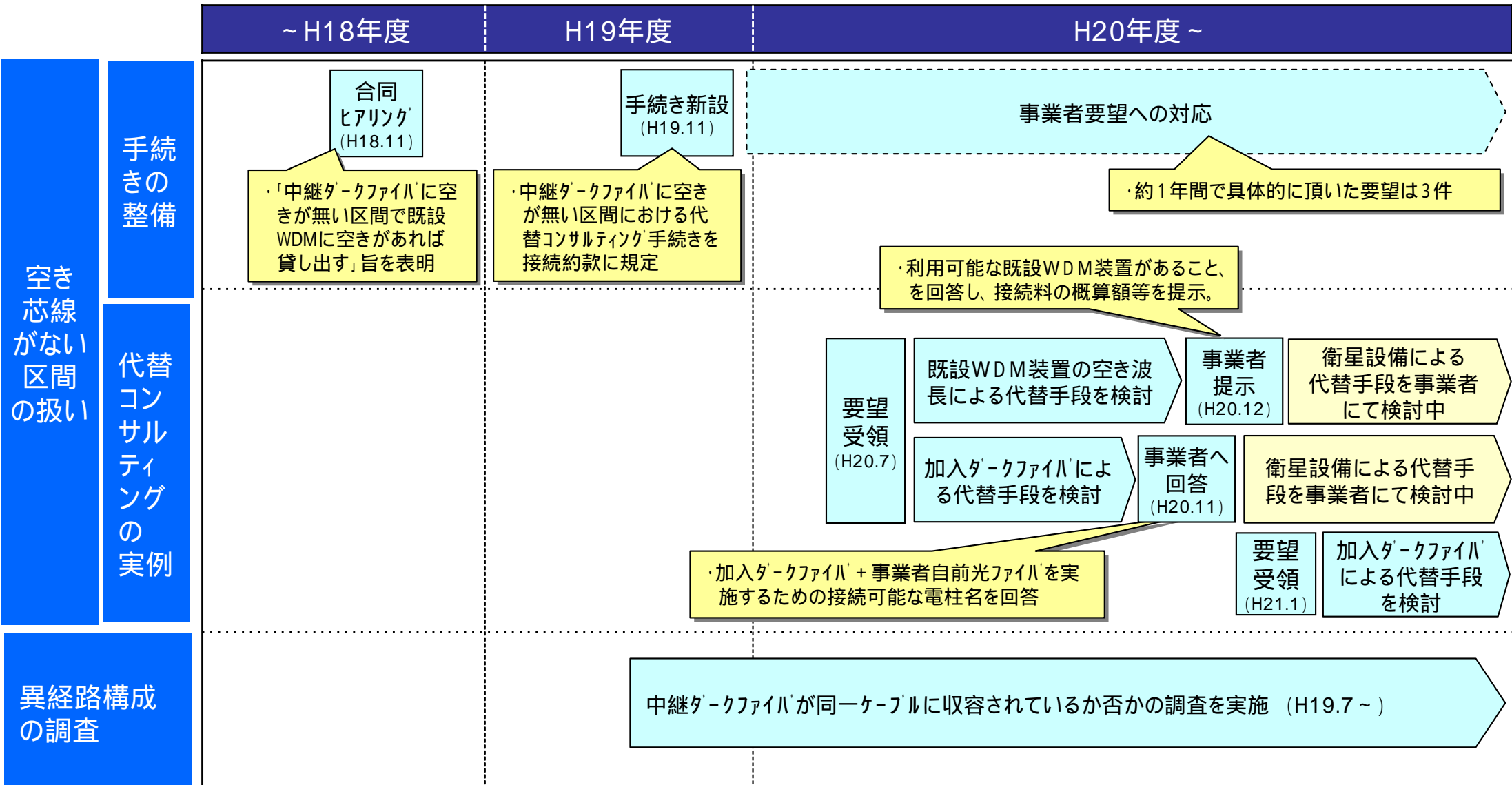
- ・ なお、回線名義人の不一致は、DSLサービスや当社から他事業者への番号ポータビリティ等、他事業者が当社に接続申込を行う場合の問題でしたが、最近では、事業者相互間の番号ポータビリティが増加しており、当社が他事業者に接続(番号ポータビリティ)の申込みを行った際に、回線名義人が一致せず、接続に支障が生ずるケースも発生しています。こうした問題は、番号ポータビリティを利用している他事業者相互間でも起こりうるものと考えられることから、回線名義人情報の最新化の問題は、当社だけでなく、自らが回線名義人情報を持つ全ての事業者が取り組んでいく必要があると考えます。



## 5 - (1) 中継ダークファイバに関する当社の取り組み

中継ダークファイバに空きが無い区間の扱いについては、当該区間における代替コンサルティング手続きを新設し、他事業者へのコンサルティング等を実施しているところです。

既設の中継ダークファイバの異経路構成の確認については、調査費用をご負担いただいた上で、他事業者の具体的な要望に応じて、対応しているところです。



## 5 - (2) 中継ダークファイバに関する当社の考え方 空き芯線がない区間におけるWDM装置の設置

既設WDM装置の提供については、現行どおり中継ダークファイバの空き芯線がない区間における代替手段の一つとして提案していくことが適当であると考えます。

WDM装置の1波長と中継ダークファイバの1芯とでは利用用途や効用に明らかな差異があることから、接続料算定上、同一の単位として扱うべきではないと考えます。

事前情報開示には相応のコスト及び準備期間が必要になることから、費用対効果の観点からも、個別調査による情報提供を引き続き行うことが適当であると考えます。

### 【貸出ルールの整備について】

当社は、平成19年3月の審議会答申を踏まえ、同年7月に中継ダークファイバのDランク区間における代替区間等の情報提供手続きに係る接続約款の規定変更の認可申請を行い、認可を頂くことにより、接続事業者による当社中継伝送路利用の更なる利便性向上を図ってきたところですが、現在に至るまで当該手続きにより代替手段の提案を要望された事業者は僅か1社のみであり、更に、当社は当該事業者に対し、代替手段の要望区間において利用可能な既設WDM装置が在ることを回答しているところですが、現在に至るまで利用申込みは頂いておりません。

また、平成20年11月に別の1の事業者が既設WDM装置の利用に関心を示されましたが、その後具体的な代替手段の提案要望等を頂けていない状況です。

このように、現在に至るまで、中継ダークファイバのDランク区間における代替手段の提案要望が僅少であり、更に、既設WDM装置の提供に関する接続事業者のニーズも明らかになっていないことを踏まえれば、既設WDM装置の利用に係る提供条件等を接続約款に規定する等のルール化は時期尚早であり、当面、現行どおり中継ダークファイバのDランク区間における代替手段の一つとして提案していくことが適当であると考えます。

### 【接続料算定上の単位について】

接続事業者が既設WDM装置を利用する場合、新たにインタフェースパッケージを設置する必要がありますが、当該インタフェースパッケージは接続事業者の需要に応じて投資が必要となる設備であり、また当該事業者が専有する設備となることから、その費用は当該事業者が個別負担して頂く必要があります。また、仮に当該専有設備部分を除いた部分について接続料を設定するにしても、WDM装置の1波長と中継ダークファイバの1芯とでは利用用途や効用に明らかな差異があることから、接続料算定上も、両者を同一の単位として捉えるべきではないと考えます。

### 【情報開示について】

既設WDM装置の利用に関心を示された事業者が現在に至るまで2社のみであること、事前情報開示を行うためには相応のコスト及び準備期間が必要になることに鑑みれば、費用対効果の観点から、具体的な要望を踏まえた個別調査による情報提供を行うべきであると考えます。

現行の接続ルールは、既設の設備に余裕がある場合に貸し出すルールであり、当社が自ら使用しない設備まで設置することを強制するものではないと考えます。

非ブロードバンド地域の基盤整備に際しては、当社設備のみではなく、他事業者や自治体等が保有する設備を含めたあらゆる手段を検討対象とすべきであり、そのコスト負担についても、補助金の活用を含めた幅広い検討が必要であると考えます。

#### 【WDM装置の設置を当社に義務づけることについて】

WDM装置の設置義務化は、当社が自ら利用する予定のない設備を新たに設置することを強制するものであり、現行の接続ルールが既存設備の貸し出しを前提としたものである以上、採用されるべきではないと考えます。

#### 【非ブロードバンド地域における基盤整備等について】

非ブロードバンド地域においては、一般に採算性が厳しく、新たな投資が困難なエリアであると想定されます。したがって、これら地域におけるブロードバンド基盤の整備に際しては、当社の中継ダークファイバやWDM装置等のみではなく、他事業者や自治体等が保有する光ファイバ、無線・衛星設備等、あらゆる手段を検討対象とすべきであり、そのコスト負担についても、通信事業者のみに委ねるのではなく、補助金の活用を含めた幅広い検討が必要であると考えます。

中継ダークファイバの空き芯線がない区間にWDM装置を新設する場合には、新たに中継ダークファイバの空き芯線を確保することが前提となりますが、仮に収容替えによる空き芯線の創出が可能であったとしても、既存の利用芯線に収容されている様々なサービスのユーザからの事前同意取得や回線の収容替え等に相応の費用や期間が必要となることから、非ブロードバンド地域の解消に関して、当社の通信設備の利用等に関する協力要請があった場合には、当該費用を自治体等が負担されることを前提に、他の方法を含め、当社としても具体的な解決策について提案させて頂きたいと考えます。



## 5 - (2) 中継ダークファイバに関する当社の考え方 中継ダークファイバに係る経路情報の開示

当社は、他事業者の要望内容を確認させていただきながら、調査実費をご負担いただいた上で、個別に調査を実施しているところであり、今後も引き続き要望に基づき実施していく考えです。  
中継ダークファイバの新規提供時に可能な範囲で異経路構成を確保することについては、その状態を保証するものでないことを前提とした上で実施していく考えです。

既にご利用頂いている中継ダークファイバの異経路構成の確認については、他事業者にご調査費用をご負担頂くことを前提として、具体的な調査要望（数千区間に亘る中継ダークファイバが同一ケーブルに収容されているか否かの調査、及び別のケーブルに収容されているものの同一の管路・とう道を経由しているか否かの調査等）に対応してきたところであり、今後もこれまでと同様に取り組んでいく考えです。

これまでの対応実績：2件

新たに中継ダークファイバを利用する際に異経路構成を保証する仕組みを設けるようご要望頂いていますが、支障移転等により経路が変更され異経路が維持できなくなる可能性があることから、将来に亘り異経路構成を保証することは困難であると考えますが、利用開始時だけでも可能な範囲で異経路構成を確保してほしいとのご要望であれば、提供に必要な費用を当該事業者にご負担頂くこと及び将来に亘って異経路構成を保証できるものでないことを前提とした上で、提供条件等について要望事業者と協議させて頂く考えです。